

平成21年12月第21回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成21年12月13日第21回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
農業委員会事務局長	東 常太郎	教育長	岩 城 敏 男
学務課長	遠 藤 敏 男	生涯学習課長	佐々木利久
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 8時58分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

開会前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は休日議会取材で、河北新報社からの申し出により傍聴席での写真撮影を許可しておりますので、ご連絡を申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番 佐藤 實議員、13番 山本久人議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付したとおりであります。順次発言を許します。

9番。鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君君 登壇〕

9番（鈴木高行君） 9番 鈴木高行です。

私は、地域協働のまちづくり推進事業についてと、わたり温泉鳥の海の管理体制について質問いたします。ご当局のご答弁よろしく申し上げます。

では初めに、地域協働のまちづくりについてお伺いします。

地方自治体は、近年、社会経済情勢の変化により、地域社会における人間関係や

コミュニティーの希薄化、経済成長の低迷による財政事情の悪化、そして人の価値観の変化等により、自治体に多様な対応と効率的、効果的な行政手腕が求められています。また、国は、市町村は自己責任と自己決定により地域に合った都市または町を築くことが住民自治としております。

亘理町では、まちづくりの憲法とも言われるまちづくり基本条例を制定し、今後のまちづくりの主体は町民であるとしております。齋藤町長は、11月の河北新報「地方分権新時代到来、みんなで進めよう郷土が主役のまちづくり、自治体展望」において、「平成18年に策定した第4次総合発展計画を推進する上で、特に地域協働のまちづくりが重要である。町民がまちづくりに参加する機会を拡大するとともに、自分たちの町は自分たちがつくり上げる。そのことを実感できる状況をつくるのが大切であり、新時代を創造する」と記しております。私もすばらしいことだなと共感いたしました。町では、このような背景があって、地域協働のまちづくり推進計画を平成20年度から22年度までの3年間実践して、齋藤町政の新時代を創造するとしておられますが、平成20年度に実施したまちづくり支援事業や住民満足度調査を踏まえて、亘理町の新時代の構想と現状を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、地域協働のまちづくりの推進内容についてお答えをいたします。

現在持っております実施計画では、第1点目といたしまして、これまでのコミュニティ事業の助成に加えまして、第2点目といたしましては地域協働のまちづくりの初動期支援を行いたい。さらには、第3点目といたしまして、昨年度も開催いたしました人材育成への講座並びに支援等、さらには第4点目といたしましては地区住民との意見交換会の開催など、主な推進事項を内容としておるところでございます。現在、これらを基本ベースに各種関連事業を実施しておるところでございます。

次に、推進方法については、昨年度も説明させていただきましたが、特に設立を検討しておりますまちづくり協議会につきましては、各市町村の先例、事例を参考に、平成22年度までの3カ年を準備期間といたしておるところでございます。

平成20年度は、まちづくり協議会の構成メンバーと想定されます町内会長さん並びに行政区長さん、各種団体長との意見交換会を2回ずつ町内5会場で開催し、まちづくり協議会の役割と区域などを説明し、それらについての意見を拝聴しながら、

地区内の問題、すなわち課題把握に努めておるところでございます。本年度から来年度においては、引き続き意見交換会を実施するとともに、まちづくり協議会の設立や地区別計画の策定を予定しております。

したがって、現在、第4次互理町総合発展計画にかかる後期計画、すなわち平成23年4月から平成28年3月までを策定中ではありますが、平成23年度以降につきましては第4次互理町総合発展計画の後期計画と地区別計画に基づき、町民が主体的に活動できる地域協働の取り組み、すなわち関連事業をスタートさせたいと思っております。また、平成22年、23年度につきましては、ふるさと再生雇用特別基金事業を活用したまちづくり協議会の立ち上げに向けて、関係機関と今協議中でございます。したがって、今後も地域協働のまちづくりの推進につきましては、議員各位はもちろんのこと、町民皆様、そして各種団体の方々といろいろのご意見、ご要望を聞きながら地域協働のまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

そこで、先日、「新時代到来、郷土が主役のまちづくり」ということで、自治体の展望について、ただいま鈴木議員から新時代のまちづくりということでの内容でございますけれども、現在、計画案ということで、企画調整会議等で協働による地域づくりのイメージ図ということで、まだ案ではございますけれども、まずもってまちづくり協議会を立ち上げ、その中で一つの分野といたしましては10年後を見据えた地区計画の策定をお願いしたいと。そして、それらに伴いますまちづくり協議会への交付金なども検討しておると。

もう一方、交流センターの管理ということで、これについては各地区5カ所を検討しております。地区的には5カ所の地域を検討しておるということでございます。そのためには、地域づくりの支援並びに施設の会議等々のいろいろな問題点に対する地区的な施設の貸し出し、そして各団体からの要望、NPO法人とか、あるいは行政区からの提案、要望について、まちづくり推進協議会を立ち上げまして、それらに対する補助制度も検討いたしたいと思っておるところでございます。

最終的な組み合わせの中で、協働のまちづくり推進委員会そのものについては現在のところ本部長ということで私が当たるような計画、その下部組織といたしまして、まちづくり推進委員会、これはあくまでも住民主体のまちづくり推進委員会ということで考えておるわけでございます。

以上が現在進めております協働による地域まちづくりの案ということでご理解を

いただきたいと思うところがございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 町長が言う亶理町の新時代、将来どうなるかということで、地域の中、地区の中の課題を把握すると。その中からいろいろな協議会とか各種団体、各種委員等に相談して、問題解決に向かってこの10年間をめどにいろいろやると。その中にはいろいろお金もかかって、交付金等も交付してやっていきたいというような話なんですけれども、私は町民が町に何を期待しているかということを理解することが重要だと思います。それにはやはり情報収集、それも直接町民から聞く姿勢が大切なんです。町長は常に町民と対話をしていると申します。これも大事なことだと思います。町が各種事業を推進する場合、規模の大小はありますけれども、地域地域に直接関係ある事業等においては、町民の意見を参考にして総体的にまとめて事業化するというシステムを構築するのが町長が提唱する「町民が参加する機会の拡大」ということで、協働のまちづくりにつながるのではないかと思います。

しかし、町民の方々が要望する全部を町がやっていたのでは幾らお金があっても足りないと思います。そこで重要なのは、町の情報公開、町の事業内容、財政事情、そして施策等の状況等を町民の方々に公開する、これが大切なのではないかと思えます。亶理町には、企業で経験した方、あとは研究機関、学校、教育等の各方面において豊富な知識と経験を有している方がおられます。この方々を亶理町のシンクタンクとして人材活用すれば、それぞれの事業の推進において、企業感覚を持った提案や効率性、効果的な推進方法等の意見が出されるのではないかと考えます。このような方々もまだまだ地域において社会貢献ができると考えておられると思えます。協働のまちづくり推進事業には計画の段階から町民が参加するシステムを構築する、計画を町でつくって、この計画はどうですかというようなお示しの仕方ではなくて、こういう事業があります、これを推進するための計画、内容等から町民に参画させる。そうした提案を私はしたいんですけれども、町長の考え方を伺いたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまのお話については、ごもっともな内容かと思えます。亶理町には豊富な人材の方々もおるし、そして住民からの要望、ニーズと申しますか、それらについてもいろいろ拝聴しておるわけでございます。

その中で、現在、要望事項、さらには意向調査も実施しておるところでございます。それらを踏まえて、これからどのような形で地域協働のまちづくりということで進めてまいりたい。日ごろから私は「町民が主人公である」「まちづくりは町民が主人公である」ということを基本にして行政を進めておるわけでございます。そういうことから、今回は行政が主体の協働のまちづくりでなく、あくまでも3万5,700町民の意向を聞きながら、それをもとにして地域協働のまちづくりということで、お互いにご意見、ご要望を拝聴しながら、よりよいまちづくり推進協議会を立ち上げ、さらには町民の意向を聞きながら、ただいまお話しのとおり、こういう厳しい財政でございますので、まずもって住民、そして議会、そして町が一体となりまして、まちづくりを推進してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 今、町長は「町民が主人公である」と、「まちづくりの主人公は町民だ」というお話ですけれども、亘理町をつくるためには、自分たちの町は自分たちでつくり上げると、これも提言したような話なので、こういうのはやはり常に町長ばかりでなく、執行部の方々が情報を収集する中で、だれがターゲットなのか、町がやるんじゃないよと、町民のためにやる、目線は町民のところに置くんですと、そういう目線で行政を執行していただくと情報収集も早いし、町の方々のところに町民も寄ってくると。そういう形になると思うんです。やはり目線を下げる、そういう形の情報収集が地域地域において住民参加につながる、そういうことを私は考えるんです。そのために、計画があったからどうぞという形でなくて、こういう計画なんですけれども、どのようにしたらいいですか、そういうような持ちかけ方で住民に参加させるということが考えられると思います。

そこで、私は11月27日のNHKの「クローズアップ現代」という番組を見ておりました。ここの例では北海道のニセコ町の取り組みが紹介されておりました。これは情報公開を積極的にやっただと。そうしたら町民が町政に関心を持ち、町政への意識が変わったというような事例でございます。内容はと申しますと、町の予算書、我々によこされている、こんな分厚い予算書がありますね、これの中身なんですけれども、事業する箇所を地図に書いてある、イラストを入れて書いてある、予算書の中にです。その予算書を全戸に配布した。そうしたら、この予算書を見た町民の方々は町政に関心を持ってきた。その中の一例ですけれども、町の財政が困ってい

るといふようなことが予算書から判断できる。そこの町政懇談会には多くの方々が参加してきている。そして提言するようになりまして。その中のもう一つの例では図書館の本の貸し出し事務、これを職員でなくて、そんなに町の財政が逼迫しているのではあれば、我々がやりますと、6人のボランティアの方々がやるようになった、貸し出しですね、年間を通して。そうしたら、その人件費と町民参加、ボランティアというのは社会資源です、町の社会資源。社会資源の活用と経費の節減の両方につながったと町の方では紹介しておりました。これもやはり情報公開の一つの手段として、公開したことによってこのように町民の理解を得られて、貸し出し事務を町民みずからやるようになったという一つの事例を紹介しておりました。

あともう一つは、埼玉県、ちょっと市は忘れたんですけども、小学生からの提言を受けておりました。内容は、学校のトイレの改修事業です。どのように改修したらいいかということを経営公開して皆さんからの意見を聞いたんです。そうしたら小学生の中から、男子トイレは楕円形にしましょうと、扇形のような楕円形です。扇の外のように小便器を張りつけいくと。そうすると人の目を気にしないで用が足せると。床はタイルじゃなくてフラットにしましょう、目地をないようにしましょう。そうしたら自分たちで雑巾がけして掃除ができると。女子トイレにはベンチを置く。ベンチを置くと、ちょっと待っている間にも子供たちがお話できる場所ができた。照明を明るくしましょう。これは小学生の提案だそうです。それをそのまま市は受けて、そのような便器にしたら学校側ではどのようなことを言ったかという、物を大切にできる力が出てきた、計画して掃除するようになったと。そのような効果が出ると。これもちょっとした気づかない点ですけども、小学生であれ、町民であれ、住民参加なんです。このような情報公開をしたことによっていろいろな人間が参加してくると。そういう状況の提案だったんです。

亘理町でもこのようなことについて情報公開、その事業ごと提案、どうしたらと。地域でも小さいところもあります。事業費100万円でも200万円でも、もしかして1億円の事業もあると思います。それらについても手法についていろいろな人間を取り込むと。そうした場合、いろいろな考え方、効率的なこと、その地域地域に合ったこと、学校で言えば学校に合ったこと、そういうような提案がされるのではないかと私は思うんですけども、その辺、町長、今後の考え方として。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私もそれらの内容について、現在、各課長あるいは職員にお話をしておるわけでございます。すなわち町民の目線による町政の運営と。

ただいまお話し「クローズアップ現代」は、私も見させていただきました。その中で、例えばハード面で申しますと、舗装工事あるいは道路の改修についても、原材料費そのものについては町で提供し、工事部分については地域でやる方法もあるという映像を見させていただいたわけでございます。

そういうことから、今回のまちづくり推進協議会については、行政でなく、やはり町民の意向をまずもって聞く、そして職員そのものについては意識改革をすべきだと思っておるわけでございます。そういう中で、きのう、きょうの日曜日の議会傍聴についても、きのうは班長連中を傍聴させました。きょうは班長と、ことし採用された職員も参加させていただきまして、この議会を傍聴させ、そしてこれからのまちづくりをどうすべきかということでございます。

また、ご案内のとおり、ある一部の事業については指定管理者制度をつくっておるわけでございますけれども、今提言ありました例えば悠里館の図書館、資料館についても、それらを前向きに検討しなさいということで指示もしております。その受け皿となる団体があるのかどうなのか。あるいは子供の保育所についても、待機児童の関係についても、例えば役場職員の保育士で退職した方々が組織体をつくって、その受け皿体制をつくっていただきたいということも私は話をしておるところでございます。そういうことから、まちづくりは町民自身によるところの内容ということで考えております。

また、青少年の健全育成のための意見発表会も開催されております。さらには、昭和60年、61年度の議会におきまして、子供たちによる、5年生、6年生、中学1年生による子供議会も開催したわけでございますけれども、それに切りかわりまして意見発表会ということで、毎年開催されておるわけでございます。そして、ことしも開催する予定ということで、今まで中央公民館だけでやっておったわけでございますけれども、これから小学校単位に持ち回りで意見発表しようということで、ことしは荒浜小学校で先月やる予定でございましたけれども、新型インフルエンザの関係で意見発表会を中止した経緯がございますけれども、やはり子供たち、そして町民の方々の意見を十分に拝聴しながらまちづくりを推進してまいりたいと思いますので、これらについては町民の方々のご支援、ご協力、そして議員の方々のご

鞭撻もぜひお願いいたしたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） では、最近のことについて伺います、ちょっとくどいようですがけれども。

町では、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業がありました。これで大体1億8,600万円の事業が交付金として来たと思います。この中の事業で、太陽光発電システムの設置事業、整備北圃場事業、あとは逢隈駅の待合室、亘理小学校の芝生、運動公園と、いろいろありますけれども、一番大きいのが太陽光発電システム設置事業5,400万円という事業がこの交付金の中で、これはどのような形でこういう事業を選択したか私はちょっとわかりませんが、こういう事業を多分1カ年か2カ年かの際に実施するような事業なんですね。これらの事業についても1億8,600万円の事業です、単年度においても。こういうところもやはり町民の声というのが一つは必要なかなと考えます。

本当に太陽光発電の設置、5,400万円で荒浜の「鳥の海」に設置してどのような効果があるか私はちょっと見当つきませんが、もっと有効な活用、私がここに持っている資料の中に全国の臨時交付金事業の活用事例というのがあります。活用事例の中には「あったか安心トイレ」とか、あとは住宅の整備、増改築には50万円を限度に事業を補助して、改築する方々、それを施工する町内の事業者、工務店、そういうところにも金が落ちるとか、そういうあらゆる事業に各市町村はこの事業を使っているんです。

そういう発想というのは、やはり庁舎内だけじゃなくて、情報公開、視野を広げていろいろな方の意見を聞くと、もっともっと有効活用できる場合もあるのかなと思います、それは答えてもらわなくていいですけども。そういうのが細部にわたって町民の意見を聞く協働のまちづくりではないかと私は考えます。

次に、2点目に移ります。

亘理町総合発展計画は、平成18年から27年の間に各種施策について実施計画を策定して事業化するようになっております。実施計画の推進と地域協働のまちづくりのかかわりについて伺います。

この実施計画では、3年のローリングの実施計画ですが、21年から23年、「本町の行財政運営の基本になるものである」と目的に書いてあります、実施計画は。こ

の実施計画の中にはもう既に事業費の計上や事業年度も記されており、毎年度、形になってあらわれます。ソフト的なものも推進されます。このような事業が町民の意見を聞くこともなく計画される。そのようなことから考えれば、この事業の中には計画変更もあるよ、見直しもあるよ、廃止もあるよとうたっております。このような場合、この事業計画が素直に実施計画が推進され、いろいろあるけれども、ちょっとおかしいなど、もし思うような場合、町民の意見を聞いて町長は変更するか廃止するか、そのような考えは持ち合わせておりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、第2点目の総合発展計画における実施計画の事業化に対する地域協働のまちづくりの推進事業のかかわりについてということで、基本的な内容を申し上げたいと思います。

総合発展計画における実施計画の事業化に対する推進事業のかかわりについては、総合発展計画の基本構想と基本計画の目的を達成するために事業化した内容ということでご理解願いたいと思います。

第4次亘理町総合発展計画では、地域活動、コミュニティ活動の充実ということで、第1点目にはコミュニティ活動体制の充実と活動拠点の整備、第2点目がコミュニティ活動の支援、そして充実、3点目はコミュニティリーダーの育成などを掲げておるところでございます。

そこで、時代の転換期に当たる今、町民と行政のパートナーシップ体制を確立し、町の歴史を基本に、自然と社会、地域的特性を生かした豊かな地域づくりの一環として、さらには地域課題の解消と地域協働を検討する機関として、先ほど来申し上げておりますまちづくり協議会の役割が重要ではなかろうかと思っておるところでございます。町では、町民の皆様が身近に感じていただけるように、住民自治の組織などをまちづくり協議会という名称で現在進めていただいております。しかしながら、まちづくり協議会の設立につきましては、住民の理解と参加が必要不可欠ではなかろうかと。それらを重点的にこれから進めてまいりたいと思っております。

まちづくり基本条例そのものについては、協働が定義されておるところでございますので、この協働を共有し、町民皆様のまちづくりのさらなる参加により、満足度の高いまちづくりができるよう推進を図ってまいりたいと思っておるところでござ

ざいますので、今後とも町民の生活の充実、よりよい、住みよいまちづくりを目指し、この総合発展計画と整合性をとりながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 総合発展計画が基本になる、これは当然だと思います。今回もまた21年度で後期の計画について、どこに委託するかわかりませんが、委託料などを組んで後期の計画について検討しておられるようです。この後期計画についても、プロパーに委託して計画をつくってもらうのも、それは構わないんですけども、やはり地域の実情を知った地域の方々、さっきも優秀な人材が町にいっぱいいるという話をしたんですけども、そういう方々も交えて基本案をつくと。それをもとにして後期はどのように曲がっていった、こっちに行ったとか、そういう考えを持つのが指導者としての一つの役割かなと私は考えます。

そこで、先ほど、端的に話しますけれども、実施計画で計画を組んでおったと、3年間の実施でやる段階です。事業費と年度と、そういうのが決まっている、実施計画で。その中でいろいろ変化があった場合、住民の意見を聞いて変更する気はないかと私は町長に聞いたんです。その辺の考えをもう少し詳しくお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この実施計画、3年のローリングそのものについては、委託先については互理にありますNPO法人のいきいき互理に委託しようということで……、町でやっております。そこで、このローリングそのものについての3カ年間の事業計画の見直しについては当然出てくるものと思っております。と申しますのは、この総合発展計画そのものについては、平成18年度に計画し、10カ年計画、そして基本計画、実施計画となりますけれども、やはり国の財政、経済的な流れ、それによって廃止とか凍結するもの、あるいは先延ばしするもの、それも財政いかんによるということで、やはり基本的には町の健全財政を基本にしながら実施計画を組みたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 確かに財政は基礎になりますけれども、財政もよく、だけれどもその中で住民がそれを必要とするものか、しないものか、そういうものがもし意見が出たら、そういうものを私は聞いて、変更するとか廃止にするとか、事業仕分けで

はないですけども、そういうのを計画してしまったからこれはやるんだよ、そういう形ではなくて、もうちょっと別な形に直したらどうですかという意見が出たらそのように変更するとか、そういう姿勢も私は必要だと思うんです。計画はあくまでも計画、都市計画のように昭和43年に決まったからこのとおりやらなきゃならないと、そのような方向性では私はないと思うんです。やはりそのときその事情によって変更するのは、これは当然なのかなと。確かに財政事情はありますけれども、そういう柔軟な姿勢というのは必要だと思います。それをお願いしたいと思います。それは答弁はいいです。

次に、実施計画の中で、協働のまちづくり推進事業という中で、平成22年度には約1,800万円、23年も1,800万円の予算を計上しております。この事業を推進する場合、この内容は町民の方々にどのように理解されているのか、もう実施計画ですから。21年度はないんです。22年度に地域協働のまちづくり推進事業1,800万円、23年も1,800万円、この地域推進協働のまちづくり、関係者はどのように理解されているのでしょうか。ことしだってもう12月です。平成22年度の予算編成の時期に入って、各課では予算要求、ある程度の予算が固まっていると思います。この事業が22年、23年にどのような形であられるのか、私は大変興味があるんですけども、こういう事業を推進する上で、やはり情報公開、亘理町は22年で協働のまちづくりに1,800万円つけます、これを皆さんとともにやります、どのような形でやったらいいですかと、こういうことをやるのが情報公開だと私は思います。そういうことをやることによって町民参加ということにつながっていくという考えですけども、この事業の内容と、これからどのような形になっていくのか、その辺についてご説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話しのとおり、地域協働のまちづくり推進事業のための事業費の補助制度、これについては21年度については町単独でやると、そして22年、23年については金額的に1,800万円ではなく1,798万6,000円という形で計画をしていますのでございます。この金は全部国からの交付金ということで位置づけをしております。これについても、今後、現在政権交代による事業仕分け等々があるわけですのでございますけれども、それらをもとに計画を立てておるわけですのでございますけれども、最終的にどのようなになるかという不安材料もありますけれども、先ほどから申し上げ

げておりますとおり、まちづくり協議会の補助制度ということで基本的に考えておるわけでございます。これらの具体的な内容等について、現在、企画財政課の方で積み上げしておるわけでございます。それらの内容について、担当課長から、まだ案ということでございますので、これらについて課長から答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいま齋藤町長が答弁した中で、今回の22年度、23年度の地域協働のまちづくり推進事業費ということで1,800万円ほどの予算が実施計画に盛り込まれているという内容については、22年度、23年度におきまして、本来なら21年度からスタートしているわけですがけれども、地区のまちづくり協議会を設置するための支援事業費ということで、これは国の緊急雇用対策の中のふるさと雇用再生特別基金事業というのが21年度に、現在の政権でない、前の自民党政権のときに採択された事業がございまして、この事業を活用して地区協議会の事務事業等に対するの支援をしていくという形で経費を計上しているわけでございます。

ちなみに、先ほど齋藤町長が答弁したとおり、5地区、逢隈、亘理、荒浜、吉田については東部と西部地区に地区協議会を立ち上げて、その運営経費、要するに人件費等運営経費を計上しているという内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今回の企画財政課長の答弁では、5地区に分けてこの金を人件費で使うんだと。だけど、事業の内容というのが全然見えてこないんですね、何をするかというのが。地域住民がどのように参加するのか、どのように参加させるのか。そういう事業がまだ見えないし、ただ、これはいつまで続く事業なのか、何年間の補助があるのか。補助がなくなったらどうするのか。そういう先のめどが立っていないような事業計画なんです。そういうものは先をちゃんと、10年先と町長は言っているんですから、そういう計画をちゃんと見据えた事業計画を立てるのが私は筋なのかなと思っております。その辺の事業はどのようになっているのか、将来はどのようになるのかということをお話しいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まちづくり推進協議会の補助制度でございますけれども、現時点では22年、23年ということで計画を立てておるわけでございます。国の補助制度は、まちづくりの補助だけでなく、例えば昨年、定額給付金も1年、あるいは今回始ま

ります子ども手当あるいは都市計画街路でも補助事業の削減、利率の変更、あるいは道路整備、農道整備、学校の改築に伴う内容についても、これは国の施策によって年限あるいは補助率も額も変わるということで、これについては予想は市町村の段階ではできませんけれども、現時点ではその制度を大いに活用すべきということで、予算なり、あるいはその制度を考えておるわけでございますので、それらについて十分ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 補助制度というのは、目的があって補助するんですけれども、目的外使用はうまくないという形はわかります。だけれども、その事業の選択、補助制度の目的に合った選択、今の「ふるさと」を使って地域協働のまちづくり、何年かわかりませんが、先が見えないと。そういうのを選択する自体が私は別なのかなと思います。別な事業を選択すれば近々の経済効果というのは出てくるかもしれませんが。こういう長く続くもの、地域協働のまちづくりなんていうのは、これに充当するというのはいかなるものかと私は一つ思います。それは別にして、いいです。もう1問ありますので、答弁は要りませんが、役場が持つ事業を含めた情報、これらを住民に公開する、そして住民のいろいろな広範囲な意見、知識、効率性、効果性、そういうものを大いに活用して、今後町民と共有した町政、行政の推進をまず町長にはお願いしたいと思います。

次に、2点目に入ります。

2問目は、わたり温泉鳥の海の管理体制についてご質問いたします。

まず初めに、わたり温泉鳥の海の最高責任者はだれというふうな理解をされておりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、わたり温泉鳥の海の現況について。（「最高責任者はだれですか。わたり温泉鳥の海の最高責任者の方は」の声あり）まずもって現況を申し上げて。（「まず責任者を先に聞いているんです」の声あり）私、町長でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 最高責任者は町長であると、管理者ですからね、わかりました。

そこで質問に入ります。

荒浜、鳥の海は、亶理町の観光資源の目玉であります。中でもわたり温泉鳥の海はメインの施設、これはわかります。我々議会も町民も、温泉がある公設の宿泊施設は他市町村にはない誇れるものだと考えております。そして、毎日多くの入浴客、宿泊客、買物客が利用しておられます。そこで、この施設の利用者に対する安全対策について伺います。

施設内で、例えば人命を左右するような救急患者が発生した場合の素早い対応、そして緊急事態が発生した場合の対応等についての施設の対策、管理体制についてお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） わたり温泉鳥の海の現況について、まずもってご報告をさせていただきます。

議員各位、そして町民の方々も十分ご承知かと思えますけれども、12月の「広報わたり」で掲載しておるところでございますけれども、平成21年10月末をもって40万人の利用者があったということでございます。昨年2月6日オープンいたしましたからちょうど1年9カ月、日数にいたしまして631日目で40万人を達成したということでございます。これもひとえに町民の方々を初め各方面から利用された方々、そしていろいろとこの施設についてお力添えをいただいた方々に対しまして、衷心から感謝を申し上げておるところでございます。

また、これからも多くの方々にわたり温泉鳥の海をご利用いただけますよう、これまで以上に職員、従業員一同、邁進してまいりたいと思っておりますので、この施設に対しまして叱咤激励を切にお願いをいたしたいと思っております。そして、温かく見守っていただきたいと思っておりますのでございます。

そこで、第1点目の安全対策については、毎朝オープン前には施設職員が、そして夜には夜間警備員が施設の点検、確認作業を行っており、設備や機械類に異常がないかを巡視し、安全確認を行っております。また、浴場においても巡回清掃を30分ごとに行っており、入浴者の安全確認を行っておりますとともに、入館されたお客様をご案内する際には非常口等の確認を行っております。さらには、年1回に亶理消防署のご指導をいただきながら避難訓練を行っており、本施設には常時お客様がおりますので、実際の火災を想定し、お客様にもご協力をいただきながら鳥の海ふれあい市場等と一緒に訓練を実施しております。

ございます。本年の訓練は、この議会終了後の12月15日に避難訓練実施を予定しておるところでございます。

最後に、先日、涌谷町の天平の湯で起きました浴場の天井板の落下事故が新聞報道等で大きく報じられましたが、当施設は新築間もなく、浴場の天井や壁が腐食するといったことは現在のところございませんが、常時湿気の多い場所でもありますので、細心の注意を払って点検確認を行っておるところでございます。今後も多くのお客様に安心して当施設を利用いただけますように一層の管理体制をしいてまいりたいと思っております。

第2点目の緊急・急患対策については、オープンから現在までに亘理消防署に対し救急車の出動を依頼したケースが何度かございます。人命にかかわるケースも出てくるのが想定されますことから、亘理消防署と連絡を密にし、オープン前の打ち合わせ確認、定期の消防立入検査等においても緊急患者の搬出経路や救急隊の出入り口の確認等を行い、体制づくりを行ってまいっておるところでございます。

また、全従業員を対象に救命講習会を開催し、急患の応対方法、心肺蘇生法やAEDの使用方法などを習得し、緊急時における対応力を備えておるところでございます。実際に急患が発生したケースでは、救急車の出動要請、救急隊の出入り口の案内、確保を明確にすることで、迅速な救急活動につながっておるものと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 実際にあったか、例えばなのか別にして、5階に展望浴場があります。食堂もあると思います。これらのところで緊急事態、命が大変な事態が発生した場合、あの施設ではストレッチャーとか担架とか、そういうものを使っての救急対応、もし消防車が来て、今のところは消防署に確認したんですけども、鳥の海にはポンプ車と救急車が2台で行くと、そのような態勢で温泉鳥の海から要請があったら行くんだという話を聞いてきました。なぜだと聞いたんですけども、やはり緊急時の対応はちょっと難しいので、ポンプ車も行かないとだめなんだという話を聞いてきました、それはそれとしていいんですけども。そういうストレッチャーとか担架を使っての救命の場合、どのような対応をなさっているのかといった場合、ちょっとエレベーターを確認すれば、ストレッチャーは入らないという話を聞いたんです。そうした場合やはり人力で、どこから持ってくるかわかりませんけれ

ども、そのような対応で応急措置、救急措置をすることになるような話を聞きました。それはどうかわかりませんが、その辺の確認と、そういう場合どのような対応でなされるのか。これは施設としては利用者に対しての信用面のこともあるので、しっかりとした体制で利用者のサービス向上に努めるという場合、こういう状況も備えた内容がどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては万全を期していかなければならないと思っておりますけれども、10日ほど前にテレビで私見たんですけれども、現在、日本で交通事故で死亡する方が3万5,000人ぐらいあると、それに対しまして浴場、温泉ばかりでなく家庭の浴場で死亡する方が多いと。これについては、お風呂に入る場合は十分水を飲んで、浴場に入る場合については時間を置いてから入ると、そして酒を飲んだ後は入らない方がいいと、朝の場合については起きてからすぐ入るのも危険であるという発表があったので、いつ入れればいいのかという疑問の声があったやにこの前聞いたわけでございます。恐らく議員の方々の中でもこのテレビ報道を聞いたわけでございますけれども、そういう浴場そのものについては入るといやしになるわけでも、なかなか健康の管理は自分で水を飲むとか体調を整えて浴場に入るのが最も大事かと思っております。

そこで、議員から申された内容については、担当の所長から答弁をさせます。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 鈴木議員から、4階のレストラン、5階の浴場等において事故が発生した場合における対応等についての関係でございますけれども、この関係につきましては、その一報が入りましたらまず職員が、フロント職員なり事務職員が駆けつけます。それでもって、もちろん血圧計等を持参いたしまして駆けつけまして、その状況判断で消防署、救急車を要請するかどうか判断させていただきます、その判断に基づいて救急車等を依頼するということになるわけでございますけれども、例えば救急車を要請した際において、エレベーターには議員おっしゃったとおりストレッチャー、担架は入ることができませんので、当館を開設する前に消防署と打ち合わせいたしまして、その際は議員おっしゃったとおり救急車と消防車が2班体制で来るということになってございまして、その搬出につきましては消防署が担架並びにストレッチャーでもって非常階段から搬送するということに

なっております。ただ、119番を依頼した際において、私たちはただ待機するばかりではなくて、もちろん消防署の指導を仰ぎながら、例えば人工蘇生なりAEDを万が一使用する際においてはそのような指導を消防署の方から直接仰ぎながら待機しまして、救急隊の到着を待って、それで救急隊の方に引き継ぐということでもって現在のところはそのような体制で対応するというようにしております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 内容はわかりました。そういう面のサービスというのは今後のいろいろ経営、運営状況に大変影響を及ぼすものです。そういうことについては万全を期して当たっていただきたいと思っております。

次に、この施設の1階に本町の地場産品を販売しているスペースがあります。ここは鳥の海ふれあい市場協同組合が町内の生鮮食品や野菜、加工品、お土産品等地域の製品を利用客にPRし提供して、大いに本町の物産観光の推進に貢献していることは承知しております。

しかし、この施設の利用については、不動産賃貸の通常の使用契約があると思っております。大方、賃貸契約は床面積や附帯条件を勘案して使用料が算定されます。また、光熱水費、清掃費は使用者が負担するのが当然ではないかと私は考えます。しかし、わたり温泉鳥の海のふれあい協同組合との間では売上の3%が使用料として契約され、そのほかの利用料は発生しないというような契約になっているようではありますが、なぜそのような内容で契約したのか、町長に伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、賃貸契約について申し上げますと、今お話しのとおり、1階の地場産品売り場と5階のマッサーコーナーの二つの賃貸借を行っておるところでございます。地場産品コーナーについては、今お話しのとおり、町内の有志が立ち上げた鳥の海ふれあい市場協同組合ということでございます。また、マッサーコーナーにつきましては、町内在住の有資格のマッサー師によるところの貸し出しを行っておるところでございます。

賃借に当たりましては、双方とも年度当初に行政財産の目的外使用に係る申請書を提出していただきまして、当施設を使用するに当たっての規則や月額賃貸料を定め、使用許可を出しておるところでございます。まずもって、マッサーコーナー

一は賃貸料を月ごと定額制ということで、月額8万6,000円としております。

また、鳥の海ふれあい市場は、地場産業の振興及び地域経済の活性化を目的に、当初はわたり温泉鳥の海とあわせて町で運営する計画でありましたが、町内の有志の方々から同様の目的で協同組合を立ち上げ、地場産品販売所の運営を実施したいとの申し出がありましたことから、お願いした経緯がございます。その経緯を踏まえまして、賃貸料を定めるに当たり、関係各課で協議をし、運営を圧迫しないような賃貸料の設定並びに活気ある地場産品販売所の運営の観点から、賃貸料は当分の間、月ごとに売り上げた額の3%ということで設定をしたわけでございます。

なお、鳥の海ふれあい市場の運営につきましては、本町の魅力ある地場産品が数多く陳列され、順調な売り上げを記録しており、本年6月議会におきまして補正予算ということで150万円の寄附をわたり温泉鳥の海特別会計にいただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9番（鈴木高行君） 経営を圧迫しない、または地場産品の育成と、あと有志の立ち上げだから、それも大事に見守る、そのような観点から3%の設定で賃貸するんだと。その内容はわかりました。私が質問したのは、一般に通常は不動産の賃貸はどうなっているか。面積割だろう、附帯設備も含むだろう、光熱水費も含むだろうと、そういう一般常識をまず一つはとらえないと町民に対しての説明がつかないのかなと。私と町長は、一昨年、岩手県遠野市の方に視察研修に行きました。あそこの物産センター、あれは民間のショッピングセンターがつぶれて、それを市が買い上げて、そこに物産センターをつくって、その中に地場産品コーナーのブースを何か所か、地場産品のコーナーを入れました。そこは面積割だと、平米2,000円かそのぐらいだと思います。それで賃貸すると。あとは附帯部分は別だと。そのような公益について契約をしておりました、町長も一緒に行ったからわかると思いますけれども。そのような契約と今回のわたり温泉鳥の海ふれあい市場の条件を比べて町長はどう思いますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

- 町長（齋藤邦男君） まずもって、わたり温泉鳥の海は地域の活性化はもちろんのこと、福祉増進のためということでの施設計画を立て、2月6日オープンしたわけでございますけれども、町の直営でやると人件費が職員等々の張りつけ等で膨大な運営費

がかかるのではなかろうかということも考えました。そういう中で、有志の方々が農産物、水産物、いろいろな加工品等を組織いたしまして、現在組合員数100人で立ち上げをしたということから、最初から協同組合に対して負担を強いることによって地場産品の販売そのものが停滞しては困るということは、まずもって3%以内でやって、その状況を見ながら将来的にはいろいろと検討すべきということで、まずもって3%の賃貸料で立ち上げをしたところでございます。現在のところは2億2,000万円、1年間におきますところの売上高があるということと、わたり温泉、そしてふれあい市場があることによって、亶理町全域にわたりまして来客が多いということで、相乗効果、すなわち波及効果もあるということから、そのような計画で賃貸料を3%ということで抑えて契約をいたしたところでございます。

以上でございます。（「遠野市と比較してどう思いますか」の声あり）

やはりその町村町村によっての考え方でございますので、遠野は遠野の考え方、そして亶理町としては亶理町の地域の活性化と福祉増進ということの立場から適当ではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 今、亶理町の事情は事情だという話ですけれども、遠野の物産センターだって公金、税金を使って民間の施設を借り上げた。亶理町の温泉島の海でも公金、税金を使ってあれを施設整備したという立場からすれば、同じ建物です、公共の用に供して町民に地場産品を提供するということです。これは地場産品の販路拡大とか育成とか、いろいろありますけれども、そういう面で支援するのは大いに結構だと思います、場所を提供して。だけれども、その提供する賃貸料についても町民に説明がつくような内容、一般的にはこうだよと、普通の不動産物件の賃貸の契約は、遠野でもそうやっているんですから、物産センター。亶理町だけがこのような3%の賃貸等でやると、これを町民に公金を使った施設、建物として説明がちょっとつかないような私は気がするんです。そのほかに体験学習室、あれは貸してないようだけれども、あそこだって目張りをしてあって、何に使っているか私はわかりませんが、条例上は体験学習室だと。また、使った形跡は一回もない。そのような考え方をすると、あれは条例を改正して、本当に目的に合ったような形で使用するのが当然だと思うんです。その点について、もう一回町長の答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのふれあい市場に対しまして、営業実績がいいということから、町の方では財産に係る条例があるわけでございます。その際に、これらについては先ほど申し上げたとおり暫定の間そのように3%ということでございますけれども、議会の承認を得た内容で3%ということで基準を定めておりますので、今後議会の皆さんとも相談しながら、そして協同組合ともいろいろと協議を重ねてまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 3%を改定というか、変えるというような考え方と、もう一つ、光熱水費はどうかということですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それらについても全体的な含みをもって今後検討してまいりたいということでございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今後と言いますけれども、実際に使っておられるんです。いつのことかちょっとはつきりわかりませんが、毎年使っていくんだから。ただ、あそこは今回の補正予算でも財産使用料が880万円になっています、補正予算に出てきた全体が。880万円というと2,200万円よりもっと多いですね、約3億円近くの収入があそこにあるんだろうと。温泉島の海は3億6,000万円です、事業経費が。ふれあい市場が約3億円、どっちがウエイトあるという思いですか、あの施設として。ふれあい市場の方が3億円も事業収入があつて、本体が3億6,000万円ですよ。そういうところから恩恵は恩恵で、自分のところの経営状況とかいろいろ考えれば、それはそれ、これはこれで、やはり町民に説明つくような形で貸借契約を結ぶべきだし、光熱水費を使ったら使った分は払ってもらおうと、それが当然だと私は考えます。町長の答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 最初に申し上げておりますとおり、実績はそのとおりでございますので、今後、議会、そして協同組合と協議しなければ、一方的に行政だけで対応すべきものではないと思っておりますので、今後の課題ということで検討してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 課題にさせていただきたいと思います。次に移ります。

次に、職務体制を含めた人事管理について質問いたします。

公設の収益性を求める施設として、最高責任者の齋藤町長の答弁がありましたけれども、町長はこの施設の管理をみずからできるわけではないと思います。名目上の責任者です。

私は、平成19年11月の臨時議会に提案されたこの施設の人件費の補正のとき質問をしました。人件費は、支配人、料理長、管理者の人件費が計上されていて、支配人は月額25万円、料理長は40万円、管理者は忘れましたが、補正の説明を受けました。私は、支配人はこの施設を運営する上で最も重要な職務であり、支配人の手腕一つで経営が左右されるような重責だという質問をしました。このような待遇では、25万円のような待遇では本当にこの施設に適した優秀な支配人が求められるかと質問したんです。当時の人事担当の課長は、9人の応募の中から支配人経験者がいる、その中に的を絞って採用する、この方は年金ももらっているし、そんなに高額な報酬は要らないという形で快く引き受けてくれるという話をされました。しかし、作文と面接で採用するので、経験だけでなく、私はそのとき、もっともっと支配人という役割は大切なものだと思います。この施設を本当にリーダーシップをとって企業として経営する場合の支配人の立場というのはすごいものだと思ったので、このような質問をしたんですけれども、どこかのホテルの支配人でもヘッドハンティングでもしてきて、そこにぼんと据えて経営を任せるのかという感覚を持ちました。だけれども、答弁はこうだったんです。65歳以上で年金をもらっているから25万円でもいいんだと、その人は経験者だと、そういう人を採用するという答弁だったんです。

現在、副町長が総支配人、その下に施設長、支配人等が職務についております。副町長は、本来、町長を補佐し、町政の推進に当たるのが副町長の私は職務と考えております。議会においても、副町長選任の承認をしたとき、議会でも副町長は温泉鳥の海の総支配人の職務に当たるとは皆さん考えていなかったのかなと思います。なぜ今、副町長が温泉鳥の海の総支配人になっているのか、その状況についてご説明願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、支配人そのものについては今お話しのとおり月額25万円、この方はご案内のとおり秋保の佐勘の副支配人を経験し、逢隈に在住している方でございまして、それ以上金額をもらおうと年金と月額を合わせますと年金が下がるということで、これで十分ですということで25万円ということで設定、あるいは料理長、今40万円と言いましたけれども、支配人と同じように25万円でございます、この方は国際ホテルの料理長をやった方で、この方も年金をもらっておる第二職場ということで、やはり25万円ということで設定したわけでございます。

また、副町長がわたり温泉の総支配人ということは、あの施設そのものについては先ほど申し上げたとおり私が管理者でございますので、その補佐をする副町長が総支配人ということで当てたわけでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 25万円がいいと、実際総務課長の話を聞くと、私は50万円でも……。当時は料理長は40万円だったんです。それを25万円と言いましたけれども、総務課長の話では40万円というのが議会の議事録に載っております。そういうことでした。その同等から同等以上の待遇で支配人を迎えて、その人に兼任を全部任せてこういう施設を運営するというのが私は最善なのかなと。年金もらっているから25万円がいいです、そういう形に乗るといふ選考の仕方、確かに秋保のホテルですか、その支配人をやってきたと、副支配人ですか、やってきたけれども、やはり熱意という面ではちょっといかなものかなと。結果的に総支配人を置くような形になった。支配人1人で間に合うと思います。総支配人を置くような施設は、客室が200とか300とか、そういう大きい施設が総支配人・支配人という人事体制をとるのであって、客室が10室、そのぐらいの中に支配人があって、施設長があって、総支配人があって、そういう人事管理体制というのは余り私は考えられないんですね、温泉島の海の程度で。総支配人を置いている施設、何々ホテルなんていうのは客室200ぐらいですよ。それ以上の施設です。そういうところでは皆、下にテナントを持っているとか、そういうところが総支配人というような立場の人間を置いて、それで運営しているというのが通常だと思います。ここではちょっと……。それに足して、副町長がそちらに行って総支配人、一般的には考えられない気もするんですが、その辺どうですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 総支配人に副町長を指名しておりますけれども、これについては無報酬であって、人事面、営業部門、そして全体的な含みで総支配人ということで、初めての施設であるので、そして民間と違う公共的な施設であるということで、いろいろな分野で管理体制をするということで副町長を総支配人にしたところでございます。報酬は無報酬でございますけれども、そういう全体的な内容で総支配人、すなわち支配人、料理長、施設管理、職員等の管理を1週間に2回とか3回とか見回りをし、利用者からの苦情、苦言、そしてこれからの運営方針等についていろいろと相談をする、さらにはわたり温泉鳥の海運営委員会という組織もございます。これについては毎月1回開催させていただきまして、いろいろの提言、提案をいただきながら、よりよいわたり温泉にしたいということで副町長を総支配人ということでの張りつけをしたところでございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 総支配人が温泉鳥の海から報酬をもらうなんていうのはとんでもない話ですよ、無報酬なんて言っていますけれども。あっちに行って報酬をもらうなんて、そんなにプラスが出ているわけでないのに、副町長の職務を持って温泉鳥の海から報酬をいただくんだったらやめた方がいいです。大体何で副町長が総支配人にならなきゃならないのか。支配人の力量不足なんです。それを選任したのがもっと原点にある。そういうことは認めてもらわないと、総支配人を置く必要はない。そういう観点にならないですか、町長。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、先ほど来申し上げておりますけれども、実際総支配人の役割ということでございますので、隣におりますので、総支配人の方から答弁をさせます。

議 長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海総支配人。

副町長（齋藤 貞君） それでは私の見解を申し述べたいと思います。

議員おっしゃるとおり私は副町長で議会の承認をいただいております。議員の皆さん全員一致のご承認をいただいた、これを一生の誉れとして、この席をおかりして厚く御礼申し上げたいと思います。

実は、私の仕事量を1としますと、齋藤町長の仕事量は10でございます。365日でございます。ご案内のように、ご認定いただきました平成20年度の亶理町の決算

でございますけれども、181億円でございます。そして、9月末の平成21年度の予算額は歳入歳出196億円になっております。そのうちの特別会計でありますわたり温泉島の海でございます。これは一般の行政サービスと全く違いまして、本当に現場でのサービスそのものでございます。ですから、行政の今までの仕事のやり方とは全く違うということをご理解いただきたいと思います。

そういった面で、管理者でありますところの町長、亘理町では副管理者という制度がないわけでございます。したがって、言いかえれば便宜上、総支配人という形で副管理者的な立場にいるわけでありまして、これは町の直営でございますから、管理責任は町ということを確認にするという意味もありまして、私から町長に申し出まして、そのようにしております。私の勤務はあくまで勤務場所はほとんどここでございますけれども、大体朝7時から8時はなるべく行くようにしています。きょうも8時から8時15分、見て回りました。それから、日中、時間があいたときは、いろいろな相談事があります。実際の運営につきましては、所長、支配人、そして料理長、この3人を中心にいろいろと日常の業務については相談しながら運営していますし、私にはいわゆる「報・連・相」、報告、連絡、相談すべて来ます。したがって24時間、私は電源を切っておりません。先ほどの緊急事態にもすぐ私のところに入るようになっております。場合によってはすぐ駆けつけます。そして、いろいろな面があったとき、自家用でありますけれども、それぞれの災難に遭ったお客さんのところにも町長の代理として行っています。そういった立場でございます。

支配人の給料でございますけれども、この給料につきましては、まず第一は、なぜ支配人はここを受けたんですかと言ったら、「私のふるさとですから恩返しをしたい」と言いました。人は給料だけでは働きません。やはり一番大事なのは意思です。勤務時間も、私も民間にりましたが、勤務時間は会社で決めています。我々の意識では有給休暇というのは病気になったときか親が死んだとき、兄弟が死んだときぐらいかなと。あれは労働省がしょうがないから決めているんだろうと、会社は会社として指導があるからやっているんだぐらいの気持ちでやっていました。これは一般的な企業の特に中小企業であればそうだと思います。私も実は家業は宿屋でした、39年と8カ月ですか。ですから、わたり温泉島の海はまだ一流まで行っていません。最初、今の支配人から言われましたことは、「副町長、私、着物を着て応対していいでしょうか」と言いました。彼女はそういうところにいたもんです

から、今はエプロンであります。それだけ現在のレベルに合わせて支配人はマルチ人間としてやっています。何からかにまでやっています。骨の髄まで彼女は40数年間、いわゆる観光ホテルの仕事は髄まで入っていますから、給料の何倍もやっているということをここで言うておきます。

それから、料理長でございますけれども、料理長も私と余り年齢は変わらないんですけれども、給料ではありません。「私はわたり温泉鳥の海で今まで培ったことでお役に立ちたい」ということです。

参考までに申し上げます。今度の冬はお正月料理を出します、7,000円。これは初めてでございます。お客さんというのは自分の出したお金を忘れて「料理が悪い」とかなんとかと言う人が多いんです。これは私の長い間の経験で重々わかっています。料理長、1万円ぐらいの料理を出してみたらどうだと言ったら、「いやいや副町長、器、人材、調理、ちょっと無理なんですよ」ということを言われましたけれども、今回、料理長にそれを出してもらいます。それをヒントに受けまして、きのうちょうど所長が議会が終わってから来ましたから、これからの営業戦略で一つそういう営業もしていこうと、鳥の海温泉で8,000円だったり1万円だだりの料理、そういうコースの設定で営業するのも一つだなと。そんな話まで実はつながっているわけでございます。

したがって、支配人にしても料理長にしても、私としてはすばらしい人を得たなと。おかげさまで、これから特に営業戦略はまだ本格的に立てておりません。ことしじゅうに基本線を立てようということで、きのう所長とも話しました。庁内のそれぞれの場を経まして営業戦略の基本線を練り上げて、来年早々からは営業活動を活発にしようと思っています。現に、きょうもいらしていますけれども、亘理地区の伊藤区長会長さん、彼らが発起人になりまして営業の応援隊の設立準備を現在しております。来年早々には発足すると思えます。

役場庁舎内におきまして、若手を中心に応援隊をつくろうかなという動きもあると聞いております。したがって、議員の中には、特に前の産業建設常任委員長の宍戸議員は売り上げの何%に当たる実績を我々に昨年していらしています。年明け早々100名のお客さんを紹介していただいております。

したがって、お願いでございますけれども、議員の中にも一つ応援隊を結成していただきまして、営業活動に力を入れていただければ、私は亘理の観光の拠点

として大いに力を発揮できる施設であると確信をしております。ちょっと長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 副町長の大変苦勞している姿、（「いや楽しんでおります」の声あり）朝は出勤前から温泉島の海に行って状況を見たり、携帯電話の電源を切れないと、そういうことを考えると大変激務なんだなと感じます。それを強いる人も強いる人です、私から言えば。

この前、テレビの中で、りそな銀行の話を聞いていたんです。りそな銀行の会長は細谷さんという方なんです。これはJR東日本の副社長からりそな銀行に指名で行った人です。なぜかという、りそな銀行は大和銀行とあさひ銀行が倒産して経営再建した銀行で、そこに公的資金が注入された。この人はそこを再建するためにJR東日本から行った会長で、その人の目線というのは、一番先に銀行に行って、何で銀行は3時に閉まるんだ、応対する職員は何で座っているんだ、そういうところを利用者の目線を見た。銀行は5時まであけようと、応対する人間は立って応対しろと、そういう目線で経営改革をしていった。大企業を相手にするなど、中小企業を相手にして、個人の方々をターゲットにして信用を取り戻せというような経営感覚でこの人がやっていったらば、りそなが今のような再建なっていった。そういう経営感覚でこの人は運営していった。

やはりリーダーたる者のリーダーシップで企業はいかにでも変わると、この人は言っていたんです。ああそうかなと私は見ていました。そのリーダーの資格というのはどういうものかと。その辺はこの温泉島の海でも大いに参考になるだろうと私は思います。リーダーのリーダーシップで企業は変わるんだと、そういう人物を据えることによって経営の浮き沈みも運営もいろいろなるんだよということを身をもってこの人は示したということをテレビで言っていたんです。ああそうかなと。やはり視線は低く、利用者の視線で、そういう感覚を持ちなさいということ言っていたんです。熊本県出身の方だと思いますけれども、銀行経験なんて一切ない、JRの技術屋さんだったそうです。それが副社長まで行って、それからりそなの会長で、そういう経営をやったというような話をしておられました。

我々公設の経営、民営をする施設であっても、そういうリーダーシップを今後求められるのではないかと私は思います。そのような点を町長に要望して、私の一般

質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

18番。島田金一議員、登壇。

〔18番 島田金一君 登壇〕

18番（島田金一君） 18番 島田金一でございます。

今回、私、2問の質問をいたします。

まず1問目、環境基本条例施行、主に森林及び緑地の保全について。

平成20年7月、亶理町環境基本条例が施行されました。また、第4次総合発展計画の後期策定時期になっており、町民に対してアンケート調査等が行われております。それらを踏まえて下記の質問をいたします。

1番、20年4月に亶理町環境基本条例が施行されました。1年経過し、その後、条例に基づいてどのような活動が行われたのかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは島田議員にお答えをいたします。

地球温暖化が大きな社会問題となっており、世界的に見ても二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出削減が叫ばれている中、平成20年4月1日に制定いたしました亶理町環境基本条例に基づきまして、地球温暖化の防止、また町民の環境保全意識の高揚を図るため、町といたしましては各種の活動を行ってまいりましたが、主な内容4項目について申し上げたいと思います。

まず、第1といたしましては、現在、亶理町環境基本条例に基づきます基本計画の策定に取り組んでおるところでございます。このことは亶理町環境基本条例に定められているところであり、この条例に基づき環境保全等に係る施策の方向性や目標を定めるものですが、本年9月に実施した環境に関するアンケート調査の結果も踏まえ、町民の皆様が望む将来像に近づける計画となるよう調整を図りながら策定

をしております。

二つ目といたしましては、環境への負荷を低減するための誘導的な施策として新エネルギーの普及に取り組みました。このことについては、本年度、太陽光発電システムの設置に対する補助とクリーンエネルギー自動車の購入に対する補助を実施いたしました。予想を上回る申し込みがありました。

ちなみに、自動車そのものについては112件の補助申請、さらには太陽光発電については75件、307キロワット相当の申し込みがあったということでございます。

3点目といたしましては、レジ袋の削減に係る取り組みを行いました。これはレジ袋を減らすことによりごみの排出量削減を図ることを目的として、宮城レジ袋使用削減取り組み協定の締結の推進を図り、レジ袋削減の呼びかけを行っているものです。協定については、住民団体やスーパー等の小売店から賛同をいただき、本年4月13日に協定が締結され、6月1日よりレジ袋の有料化やマイバッグ持参の呼びかけなどを実施していただいております。また、町といたしましては、協定締結の推進のほか、広報やキャンペーンの実施によりこれらの活動の支援を行っております。当初は3店舗2団体の協力を得て始めましたが、協定の趣旨に賛同していただく店舗等も徐々にふえまして、現在では6店舗4団体が協定を締結しております。

4点目といたしましては、環境問題に対する啓発活動として昨年度より環境フェア等の開催を行っております。本年度は「互理環境フォーラム2009」と題しまして、8月29日、中央公民館におきまして地球温暖化防止をテーマに、環境に優しいライフスタイルの実践などについて講演会やパネル展示を行っております。また、そのほかにも、従来より実施しております町内一斉清掃、花いっぱい運動、リサイクル推進のための各種事業等についても継続して実施したほか、町の施設においても省エネの推進、リサイクルの徹底などを実践しているところでございます。さらにこれからも拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） ただいま町長から基本計画ほか環境、レジ袋対策、今まで行っている清掃運動とか、そういうもろもろの四つの項目で努力しているということをお聞きしましたので、次に入らせていただきます。

2番、環境影響調査の推進の条項があります。進出企業に対してどのように取り

組んでいく考えかお聞きいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、一定規模以上の事業については、その事業によって発生する環境への影響について、事前に予測し、予想される環境問題を未然に防止するために、環境影響調査の制度が法律及び宮城県条例で定められており、今後本町においてこれらに該当する事業が行われる場合には、国・県と連携し、環境への影響をできる限り少なくできるように措置してまいりたいと思っております。また、事業の種類や事業規模によっては、この法律等の適用がない進出企業に対しましても、町民、事業者、行政等の関係者間で事業にかかわる環境問題等について情報の共有や対話を通じて協力関係を築いていくようリスクコミュニケーション、すなわち地域住民との対話集会等の開催について働きかけをしてまいりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、町長から一番のポイントであります情報の共有と対話集会という形であります。きのう同僚議員から同じような質問がございましたが、環境影響評価、環境アセスメントという形になりますと、きのう説明あったものですから詳しくはお聞きませんが、ぜひ水質汚濁防止法とか大気汚染防止法、それは国の法律でございますが、もしできれば今の段階で、建物、工場が来てからのそれは法律でございます。その前に、今の田んぼの状態、安全な田んぼで亙理町の農家の方は努力しているということをお聞きしたんですが、今の状態の空気なり土壌なり、それをやはり私としては、費用が若干亙理町からの持ち出しになると思うんですが、基準値を決めるということで調査は実施した方がいいと思いますが、そのことだけよろしくをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのご質問については、進出企業ということで、太陽光発電のエム・セテックの用地31.6ヘクタールについては、前々から議員の方々、町民に対してもお知らせしておりますけれども、用地を確保し、ことし9月25日、地権者にその代金約9億円の支払いをし、現在、先週から造成事業を図っておるわけでございます。これについては当然農地、そして周辺にはご案内のとおりケーヒンワタリと積水フィルムの南側ということで、農地そのものについてございまして、土

壤そのものについても、現地で、何回も言っておりますけれども、今まで水稻をつくっていた関係上きれいな土砂になっておるといこと、そして特に動植物がいるということはないわけでございます、そういうことから事前調査そのものについてはいかがなものかと思っております。しかし、工場が張りつくことによって、周辺の環境、水の問題、空気の問題、これらについてもやはり国・県の条例、法律等があるわけでございますけれども、これらについては積極的に環境影響調査についても県の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） ぜひ県の指導のもとによろしく願いいたします。次に進みます。

3番、森林及び緑地保全の条項について、国管轄森林、例としましては荒浜地区の御狩屋等でございます。これは潮害防備保安林として東北森林管理局が管理しております。もう一つは、県有地、県管轄森林、これは亙理町鳥の海を含めて漁港海岸を要請していますので、鳥の海温泉そばの森林、また吉田地区の森林も県と国とが二つございます。また、一部町有林もあると思っておりますので、その町管轄森林があります。これらの今後の緑地保全、今CO<sub>2</sub>問題がいろいろ取りざたされております。緑地保全と環境整備についての計画や考え方をお聞きします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、本町ではご案内のとおり愛宕山とその周辺地域の30.5ヘクタールが緑地環境保全地域に指定されており、さらに海岸地域一帯は仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されております。特に、海岸地域の森林には、ご質問にありましたとおり、国有林、県有林、町有林により構成されている緑地が多々あるわけでございます。本町の自然環境の景観を形成する上での重要な地域でもあると思っております。これらについては、国・県と連携を図りながら永続的な保全を図ってまいりたいと思っております。

また、これら指定地域以外の森林につきましても、関係機関と連携して適切な管理や保全が図られるよう必要に応じた施策を図りたいと考えております。

なお、ただいま島田議員から具体的にありました荒浜字御狩屋地区内の国有林につきましても、長年、林内の下刈りなどについて地元荒浜地区の皆様から適正な管理が図られるよう要望されておりました。これについて毎年、森林管理署に対しまして、町長名で署長あてに要望事項等を申し上げておったわけでございますけれども

も、これらについても先日署長名で町長あてに、この保安林そのものについては周辺が住宅地に張りついたということから目的が達成されたのではなかろうかということで、今後町に対して所管がえ、国のものから町に所管がえして、その際の具体的な内容は、ただで、無償で所管がえしてもらえるのか、応分の土地代を取っての所管がえなのか、これについて先週、公文書でまいったわけですので、まずもって担当課に指示をいたしました。所管がえというのは無償なのか、それ相当の売買契約になるのか、これについて事前に森林管理署に参って協議してきなさいと指示をいたしました。その後、私も署長と連絡をとりながら、所管がえ、要するに町に無償で提供してもらいたいということで要望して、そして御狩屋地区の森林の景観をきれいにしたいと。そして、できれば子供たちの遊び、老人の遊びとか、そういう本当にモデル的な森林景観にしたいと思っておりますけれども、森林管理署の方ではどのような意向でその文書、公文書が来たわけでございます。もう少しこの内容について具体的になりましたら議員の皆さんと相談をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも議員の方々のご支援を賜りたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、町長からのご報告にありました。本当に期待していたとおりのことができるのであれば、ぜひ幾ばくか、交渉になると思いますが、以前交渉したときには宅地並みの価格ということで、到底これは所管がえとか買い取りすることはできないという判断をしたと聞いておりますので、今回、無償という形であれば最高ですが、もし幾ばくかのそういう負担が町に来たとしても取得してもらいたいなどと思っておりますので、今からの経過を私たちは見守っていきたいと思えます。

次に、今の3番ですが、いろいろな整備の中に、わたり温泉鳥の海前の森林、これは県の管轄でございますが、これは飛砂防備保安林として県の仙台農林振興事務所が所管していると思えますが、これは前に歴史かおる潮騒の森整備事業ということで歩道が完備されまして、下刈りをきちっとしまして、今でも気持ちよく利用しておりますが、こういう歩道をもう少し間引きができるような感じが、私は現場を見てきますとそういうことがありますので、歩道とか、今、わたり温泉鳥の海、また介護予防センターの方々が森林浴を兼ねた歩道散歩、指導も受けまして、そういう道にしたらどうかなと思っておりますが、その点あたり考えはいかがでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、自発的な活動といたしましては、以前から行政区や町内会等の団体が行った活動がございます。本年度は現在まで延べ66団体がこの活動を行っておるところでございます。また、これら以外のボランティア団体による独自の活動も行われており……。

議 長（岩佐信一君） 町長、少し先走っています。

町 長（齋藤邦男君） 今の森林については、ご案内のとおり、町の方といたしましても廃材となった木をチップにすることによって雑草等が繁茂しないように、できるだけこれらを活用して、これについても現在鳥の海周辺の森林、海水浴場に行く場合については2カ所ぐらいあるわけでございますけれども、総体的にこれを利用して進めてまいりたいと思っております。これについても管理しております森林そのものについては国・県と調整をしながら、枯れた木あるいは松くい虫などが発生した廃材をチップに活用して散布したいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 一問一答方式で一つずつやっていきたいと思えます。

亘理町内の亘理中学校の下にあります四季の森、これは町有林で整備したと思えますが、この利用方と、今からそれを、アピールが少ないようだと思っておりますが、そこら辺の利用の仕方、またこれと同じ町管轄であれば、鳥の海の蛭塚内の森林、これは県から町に委託というか、管轄が移りました。その中で、町所有のそういう植栽がちょっとずれた植栽、山の植栽になっておりますので、子供たちの観察の場としての利用の仕方、その点あたりをお聞きしたいと思えます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 亘理中学校の西、南側にあります四季の森、これについては補助対象事業ということで整備をさせていただき、あずまやも設置された内容でございます。私も何回か登って見ているわけでございますけれども、勾配が若干きついのかなど、登り方が。子供たちはすぐ登れると思えますけれども、年寄りになると勾配の関係上、四季の森まで行くのは大変かなと思っておりますけれども、まだまだ利用度が少ないようでございます。できれば中学校の下の方に、看板があるわけですが、もう少しわかりやすくしてまいりたい。

そしてまた、鳥の海湾内に浮かんでおる蛭塚そのものについては、国有地でござ

いました。これについては町の方で買収をさせていただいたところでございます。その中の管理ということで、毎年管理費をかけましてやっておるわけでございますけれども、きれいなお花を植えておりますけれども、どうしてもあそこは貴重な動植物がいるということから、樹木を植えてもネズミが根を食べちゃうんですよ。そういうことから、私も何回も作業に参加しておるわけですが、根を食べられるということで、枯れ木になるということで大変困っております。あそこについては町の管理地でありますので、ぜひキャンプ場などをつくりたいという発想もあったわけですが、貴重な動植物があるということから、キャンプ場設置は許可できないという県からの指導もあります。しかし、あそこに県の事業ということでレインボーブリッジも設置されておる関係上、ぜひ利用度を高めるための方策を前向きに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 町長から蛭塚内の森林を前向きに利用を考えると、四季の森もそうであるということですが、四季の森はいろいろ場所とか何かということもございまして、もう少しアピールとか何かすれば、春あたりは山菜とか何かが出るところとも聞いておりますので、それはある程度可能だと思います。

蛭塚内の森林につきましては、海岸植物の植生の場所でございます。西側は確かに自然のままに置かれまして、木道整備をやりまして、私はあのままでよろしいと思っておりますが、東側、あれは前に国と県の管轄であったとき、植栽は県でやったと聞いております。そのために、治山に使うミズナラとか、そういう山のものが随分植栽されております。それもそろそろ枯れてきたので、新しいものをまた植えるのではなくて、やはり海浜の植物という形で専門家なりにお聞きしまして、あの地域を、今、教育長もおりますが、もしよければ教育長にお聞きしたいんですが、自然観察、環境観察の場にするということをはっきり目的を掲げまして、蛭塚を整備していくと。余り人工のものを使わないで自然のまま、いろいろな砂を入れるとか、そういう環境を整えるという考えはいかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、議員から申されたとおり、蛭塚そのものについては、あの海風、あるいはあの土壌に合った花以外も県で植栽した部分が枯れちゃったというのが現実かと思えます。海岸林そのものについてやはりその専門家の指導を受けながら、

もう少しきれいなハマナスの花も植えたわけです。私もあそこに50本、議員の方々も協力いただいたわけでございますけれども、これについても3分の1ぐらい枯れたようでございます。これについては私も時間がありますとあそこに行って、植えた関係上見ているんですけれども、先ほど言ったように、なかなかネズミ等の繁殖が多いものですので、ぜひそれらを踏まえながら専門家の指導を仰ぎながら今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） いろいろ本当に今から亘理町、自然環境でも注目されている場所でございます。

4番に入りますが、この環境条例の中にも入っております民間団体等の自発的な活動は行うべきだとなっておりますが、活動内容または財政上の措置を講じることできるという項目があります。その点で活動の事例はあったのかどうかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは第4点目についてご答弁をいたします。

まず自発的な活動といたしまして、行政区や町内会さん等の団体が行った活動がございますが、本年度は現在まで延べ66団体が行っており、活動内容は主にそれぞれの地域周辺での清掃活動でございます。また、これら以外のボランティア団体による独自の活動も行われており、本年度は9団体がそれぞれ海岸周辺や駅、学校、体育施設等における清掃活動を行っており、延べ人数にいたしまして1,110名が参加いただいております。

町ではこれらの活動に対し、各団体から要請があれば、ごみ袋の無償交付及び回収したごみの収集運搬の支援を行っております。また、財政上の措置といたしましては、再生資源に係る回収活動に対しリサイクル奨励金の交付事業を行っており、平成10年1月から予算化し、現在も継続しております。また、ご案内のとおり、阿武隈川周辺の環境美化、浄化活動等を実施していただいております。阿武隈川を守る会に対しても活動補助金として補助をしております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 多くの団体が環境美化、またそういう活動を行っているという形で

町長からのお答えでございます。去る21年7月8日ですが、国会で、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、略して言えば「海ごみ処理推進法」が成立しております。その中で私どもの海岸となっております。これは酒田市の市議会議員も参加してつくった法律だと聞いております。これは亘理町で今からこの法律に基づいて海岸の清掃、そういう処理の計画はございますか。それとも何かありましたらお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この亘理町の海岸そのものについて若干触れさせていただきますけれども、阿武隈川の河口部分については建設海岸、それ以南、鳥の海湾内までについては漁港海岸、そして鳥の海から山元境までについては農地海岸ということでの位置づけをされております。その中で、ただいまお話し補助制度そのものについては、私も国に対しまして何回となく漂着物の処理の問題等に要望活動を行っております。たまたま私は農地海岸の県の会長という要職につかせていただいており、一昨年来国の農地海岸の総会等において発言をし、現在の補助制度を得たということで、担当課と県に対しまして、これは手挙げ方式ですので、亘理町の海岸清掃活動等保全のために補助金をぜひということで、これについては県内の沿岸町村では亘理町だけが手を挙げたわけでございます。

そして、県としても手を挙げておるわけでございます。これについては前の政権の際に約3,400万円、宮城県に対して補助金が来るということで位置づけをされております。その中で、県と町、最初県の方では町に対して1,200万円交付したいというお話であったんですけれども、県の財政的な事情によって若干下回るという情報が入ってきております。それも400万円ぐらい減額になると。それではだめだということで、さらに県当局に対して、亘理で手を挙げて国に対して要望した内容であるので、当初の1,200万円でお願いしたいということで、町民生活課長にもぜひ県に行って強力に要請しなさいということでございますけれども、現時点ではまだ具体的な内容になっていないということと、前の予算での対応でございます、政権が変わっております。そういう中で、どのような位置づけになるかということで考えております。

農地海岸一帯が国内最大級の鳴り砂に指定されております。これの保全を兼ねた

流木等の処理、そして毎年7月第1土曜日に開催しております町民一斉清掃の活動のための補助をもらいながら、さらに年1回だけでなく何回となく協力をもらうことを今検討しておるところでございます。これらについても国・県との予算のかかわりがありますけれども、ぜひこの補助制度を使いながら清掃活動並びに環境のために充当してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） ぜひ新しい法律を利用しまして、海岸の保全をお願いしたいと思います。亘理町長がいつも参加しております阿武隈サミット、これも今言った「海ごみ処理推進法」と同じような河川版ということをご提案なされて、ぜひ河川のごみの処理を国が責任を持ってやるという法律に向かって阿武隈川流域の首長さんと協議してもらいたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

次に進みます。5番になります。

審議会は、この1年どのようなテーマで招集されましたか、お聞きします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、環境審議会については、委員は10名でございます、これについては一般募集という形をとって構成されておる審議会でございます。この1年間で4回開催されておりますが、いずれも環境基本計画策定に関して行われており、計画の策定方針や環境アンケートの実施内容等について審議されております。

4回の内容を申し上げますと、1回目がまずもって環境基本条例等々の内容等の説明、そして会長並びに委員の構成、策定の方法、今後のスケジュール等について1回目を開催しております。2回目が環境のアンケートについてのご審議、どういう方法でアンケートをとるべきかという内容を踏まえた会議。さらには、3回目はそれらに伴います計画概要についてのさらなるアンケートの問題等々について審議をいただいたと。そして、アンケートの実施方法あるいはどういう位置づけ、そのアンケートの素案の内容等を慎重ご審議いただいております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 審議会は、ほとんどは新しくできます基本計画に集約しているという形でございますので、一日も早く基本計画の実現をお願いしたいと思います。

次に入らせていただきます。6番です。

今、柴鳥排水路、高屋堀排水路の整備が行われております。鳥の海の西、荒浜側になりますが、大型排水ポンプ場が計画されております。鳥の海の淡水化や浮泥対策は考えられているのか。

ここで「浮泥」とは、このごろ出てきた言葉ですが、水中に浮遊するどろどろとした多量の水分を含んだ浮泥層が存在します。近年、この層は魚類や植物の育成に有害であり、美観を損ねると。環境汚染物質として取り除く方策が検討されているが、しかし水底にたまった泥や砂とは違い、余りにも微粒子なもので、多量に水分を含んで水中に浮遊することから、しゅんせつやろ過では除去することが難しいと規定されております。その点を踏まえて、よろしく申し上げます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話しのとおり、県営かんがい排水事業柴鳥排水路改修工事は、平成21年度から25年度までの計画で、総事業費16億8,000万円であります。さらに、逢隈西部圃場整備事業で実施しております高屋堀排水路西側、柴鳥排水路改修工事は、同じく平成21年度から22年度まで2カ年でございますけれども、この計画の総事業費が54億8,000万円であります。その中で、荒浜第一排水機場の改修工事が平成22年度から25年度に計画をされております。この計画に当たっては、荒浜漁港周辺利用促進協議会や宮城県漁業協同組合亙理支所と協議しております。

議員のご質問にありました鳥の海の淡水化、浮泥対策については、同協議会及び組合から同じような質問がありましたので、それらを考慮した計画となっております。その対策内容でございますが、まず排水路を流下する浮遊土砂の流出抑制のため、浮遊物を沈殿させる沈殿池を3カ所設けることと、機場呑み口付近、要するに排水機場の手前です——呑み口付近についても浮遊土砂を沈殿させるため遊水池を設置し、この遊水池は既存遊水池の2.7倍の規模で、縦30メートル、横70メートル、面積にいたしまして2,100平方メートルであり、その中に深さ85センチ、面積にいたしまして1,200平方メートルの沈殿池を設置いたします。また、排水機場吐き出し口から鳥の海湾内の既存ミオ筋を約130メートルしゅんせつすることとなっておりますのでございます。

この事業計画、規模そのものについては以前の内容でございますけれども、ご案内のとおり、政権交代による事業仕分けが行われておることから、これらの事業の予算規模あるいは計画どおり進むのかどうか、私といたしましても心配をいたして

おるところでございます。今後ともこれらの排水路の改修工事については、亶理町全域から雨水排水、それらの管理に当たる最も重要な内容でございますので、土地改良区とお互いに連携をとりながら、計画どおり推進するよう国・県に対しまして要望活動を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 町長がおっしゃったように、今回、随分淡水化、浮泥対策を行っておりますが、私とすれば、今こういう湿地、干潟が消えております。ぜひこういう計画をもう少し広めた計画、一番なのは沈殿池、遊水池のところに、前にも私は一般質問でやりましたが、今、水生植物、アシとかガマとかを使って一回そういう浮泥とか何かを沈殿するという方式、リビングフィルターという形になりますが、休耕の田んぼ、休耕田でなくても、そういう沈殿池、浄化池をプラスして、ぜひ鳥の海を守ってほしいと思いますが、いかがでしょうか、そういう提案は。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま申し上げた内容をもう少し詳しくということでございますので、その計画の具体的な内容について産業課長が資料を持っておりますので、こちらの方から答弁をさせます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 島田議員の質問にお答えします。

まず、そういう場所につきまして、2カ所、生き物の生息地または水生植物の生息地ということで、生き物ゾーンという形で柴鳥排水路の場所に2カ所ほど設置する計画で今進行中でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） そこまで配慮してもらっているんですから多分いいと思いますけれども、私としては今回こういう機会はめったにないと思います。鳥の海、本当に私からすると傷んでいると思っておりますので、ぜひ浮泥も含めてもう少し大きい沈殿池を補助できれば、私たちにとっては今から鳥の海を守っていくという形で努力をお願いしたいと思います。次に進みます。

2番になります。亶理駅東口と公共ゾーン周辺の土地利用計画について。

22年度予定の保健福祉センターの実施計画が行われ、建設に進む予定になってお

ります。亶理駅東口の乗降を含め下記の質問をいたします。

1 番、亶理駅東に乗降できるように、車いす専用ではありますが、乗降口が設置されました。この運用の仕方はどのようなになるのかお聞きします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この問題については、以前から J R 東日本仙台支社に何回となく毎年のように要望活動を行っておったところでございますけれども、本年度、体の不自由な方のためにとということで、亶理駅上り線、東側です、上り線ホームわき一部の防護柵を改修し、車いすの方も利用できるようスロープをつけた乗降口を新たに設置いたしましたところでございます。これについては町の財源でやったということをもっと申し上げたいと思います。

この新設した乗降口の利用については、現在、亶理駅では駅員の方 1 名が改札等で対応しております。したがって、あらかじめこの東口を利用される方は亶理駅あるいは亶理駅を管理している岩沼駅へ連絡し、駅員が来て改札し、乗降できるようにしたものであります。なお、電車からホームへの乗降については、駅員の介添えにより乗降するものでございます。そういうことから、駅員を前もって車いすでおられるということでの内容となっております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

1 8 番（島田金一君） 私のところにも車いすの連絡路開始のお知らせ、広報も見ました。ただ、私たち障害を持っている立場から言いますと、ぜひこれを少し発展して、いろいろな形で利用が制限されるという形になります。2 日前の予定をちゃんとして、車いすとか何かでしたらしょうがないんですが、ある程度私たちみたいに歩けるといふ形であれば、バリアフリーという形でございますので、2 日前に乗る列車を指定して連絡するという形になると、なかなか使用が限定されるんじゃないかなと思うんですが、これは J R 東日本のものとなりますが、そちらと協議して、利用時間とか、そういう形でもう少し利便性ができないものかお聞きします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この乗降口そのものについては、ことし 7 月 7 日、亶理町と東日本旅客鉄道の岩沼駅長と覚書を協定しておるわけでございます。それによりますと、本来ですと私もいろいろと岩沼駅長にもお願いして、職員というか、悠里館にいる職員で対応できないのかどうかと言ったところ、乗降する方々は、電車が来た、お

りる、それらについてはあくまでもJR側でやるのが本来であるということから、やはり連絡してもらいたいということで、協定を結んでおるところでございます。しかし、今後障害者の利便を図るためには、さらにJRに対しまして要請をしてみたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 2番に入ります。

将来、亘理駅東口の発展が予想されます。東口へ常磐線乗りホームから直接一般の人でも乗降できる、今、町長のお話もありますが、もう少し発展してそういう計画はあるのかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の乗降口の設置については、あくまでも体の不自由な方々の専用乗降口としてJR東日本と協議の上、設置させていただいたところでございます。議員からお話のとおり、一般の東口の乗降となると、将来的に亘理駅の一般利用者が相当増加することが設置条件と言われております。現在、亘理駅から乗降しておる方が4,600人ということで、年々減少しております。以前ですと5,000人あるいは5,500人という乗降者があったわけでございますけれども、モータリゼーション、すなわち車社会によりまして、乗る方が少なくなっておるということでございます。JRさんではこれが増加傾向あるいは1万人ぐらいになれば、ぜひこれらについても考えてみたいという話もありますけれども、利用度が少なくなっておるということでございます。しかも、その対応はということで、自動改札装置の設置などにも波及することから、管理運営方法を含めた諸問題が発生するため、今後さらに協議が必要ではなかろうかと思っております。現時点においては亘理駅の東口設置については大変困難な状況にあるということをおし添えておきます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 3番の中の前段という形になりましたが、以前、私の方からエレベーターの設置を提案したことがあります。そのときもやはり乗降客の問題で今のところ考えがないという形でございます。

その中の3番、今回の車いす専用の乗降口を発展させ——ここで訂正をお願いします。「柴田駅」ということはございませんから——柴田町船岡駅や槻木駅や岩沼

市岩沼駅で行っている町管理の改札口を設置する考えはあるかということで質問をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亶理駅につきましては、昨年9月にJR東日本におきまして、駅舎の塗装や上りホームの待合室の改修を行ったところでございます。特に昨年は10月から仙台・宮城デスティネーションキャンペーンがあったことから、ぜひ駅舎、これらの修繕についてお願いしたところ、快くその改修をいただいたところでございます。

そうした中で、町といたしましては、駅舎の橋上化を視野に入れた前面的な駅舎改築とあわせ、エレベーターの設置を検討しておるところでございます。しかしながら、これらの事業については町からJR側への建設費の負担に対する費用対効果と効率性を考慮しなければならないと思っております。したがって、ご提案の町管理の改札口の設置についても、これらを踏まえ今後ともJR東日本と協議をしてみたいと。

なお、常磐線沿線の市町村、亶理町、相馬市、新地町、そして山元町で構成する常磐線北部整備促進期成同盟会において、JR東日本と毎年、1市3町で管理しております仙台支社と水戸支社の方に陳情、要望を年2回実施しておるわけでございます。今後ともこれらについてさらに要望活動を展開してみたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 確かに柴田町船岡、槻木駅で費用が大体800万円、人件費としてかかっております。また、スイカ、自動改札口、あれはJR東日本で提供してもらっていますが、その価格といたら大体七、八百万するんじゃないかと言われております。岩沼駅でも乗降客が1日に大体1万二、三千、今現在あるみたいですが、朝6時から午後9時半まで4人の臨時職というか、委託していますが、抱えまして大体1,000万円という金額を聞き及んでおります。今の乗降人数4,600人からすると、本当に岩沼、船岡、槻木駅ではなかなか難しいと思いますが、ぜひここで東口に窓口をあけたということであれば、一応東日本あたりでも、年数はかかると思いますが、一応検討しまして、東口にすぐにおられる体制をつくってもらいたいと考えております。もう一度その点よろしいでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） JRとの協議の中で、駅舎改修あるいは乗降口を設置する費用については、いずれも地元の町村が負担するというところでございます。そういうことから、JRさんに対して持ち分2分の1とか3分の1、そういう負担割合でぜひお願いしたいということも要望活動の方でお願いしているんですけども、JRさんが民間になったことに伴います内容からいって「それはできません」ということでございますけれども、粘り強くこれらについても今後とも対応してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 次に入ります。

4番、常磐道の全面開通が5年後の26年度に予定されております。インターチェンジ開通も含め、企業進出に伴う問い合わせが多くなると思われまます。公共ゾーン周辺の土地利用計画や地目変更など、商業地、またいろいろな流通関係を張りつけるため、企業進出の準備の考えは、これは都市計画も含めて、工業ゾーンとか、そういうものをつくる計画はあるかという質問にさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま議員からお話しのとおり、常磐自動車道についてはご案内のとおりことし9月12日に亘理インターチェンジから山元インターチェンジまで開通されました。本当にありがたく思っておるところでございます。しかし、現在、常磐道そのものについては福島県の富岡から相馬まで、さらには山元町までについては約50キロメートルございます。その中で、現在、NEXCOさんですか、東日本高速道路の計画では平成23年度までに富岡から相馬まで開通できる、そして相馬から山元町までについては26年度完成予定ということで発表されておるわけでございます。そういったしますと、亘理町には首都圏からの出入りが飛躍的に増大するものと期待をいたしておるところでございます。また、高屋地区の（仮称）亘理パーキングエリアについて要望しておるわけでございますけれども、これをスマートICが設置されるようにNEXCOに対しまして要望いたしておるわけでございます。

これらの体系が全部できますと、南の方、福島県あるいは茨城、千葉、埼玉県の方から通過する車の量が多くなり、そして利便性が図られるものと思っておるところでございます。そうすることによって、亘理町の産業、交流人口、それらの増大

とあわせまして、ただいまお話しのとおり、企業誘致を推進する上で大きなプラスになると思っております。

このような状況におきまして、ご質問にありました公共ゾーン周辺の土地利用計画などの見直しについては、現在策定中の第4次互理町総合発展計画に係る後期計画、23年度からでございますけれども、この中で、議員各位はもちろんのこと、互理町総合発展計画審議会の委員並びに農協さんとか漁業協同組合さん、あるいは商工会さんなどといろいろと協議をしながら、産業振興、町内の事業所、町民の皆様のご意見を拝聴しながら、この土地利用について検討を加えてまいりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、町長から後期計画において策定中という話を聞きました。ぜひNEXCOさんあたりも自分たちでスマートインターをつくる予定はないという考えでございますので、百年に一度の大計という形で、その準備を互理町の中で資金とか、そういうものを供給する、判断する時期が来ているのではないかと思いますので、その点あたりも考慮して、次の発展のための土地計画をよろしくお願いして、質問を終わります。

議 長（岩佐信一君） これをもって、島田金一議員の質問を終結いたします。

次に、3番。鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番 鞠子幸則です。

まず質問する前に、字句の訂正をお願いいたします。

ワクチン接種費用助成と新型インフルエンザ対策についての（1）です。「肝炎球菌ワクチン」とありますけれども、これは「肺炎球菌ワクチン」なので、これは私のミスなので、字句の訂正をお願いいたします。

私は三つについて一般質問を行います。一つは町の税務行政について、二つはワクチン接種費用助成と新型インフルエンザ対策について、三つ目は国民健康保険について質問いたします。

まず一つ目、町の税務行政について、2点質問いたします。

まず第1点目、納税緩和措置、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止を町のホームページ、「広報わたり」などに掲載し、周知してはどうかであります。答弁

をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鞠子議員にお答えいたします。

まず、滞納者へのこれまでの対応といたしましては、毎月の督促状と年2回の催告書を発送しており、また職員及び互理町独自の納税勧奨員ということで、以前は4名、現在は3名配置して、臨戸訪問あるいは電話による督促を昼夜を問わず実施するなど納税を促しておるところでございます。さらには、納税強調月間ということで5月と8月と12月の年3回を月間と定め、関係課職員の協力をいただき督促をしておるところでございます。特に、今年12月につきましては「頑張る地方応援プログラム自主財源確保スクラムプロジェクト」と称して、全職員挙げて税を初め介護保険料、保育料など公共料金の滞納徴収に努めておるところでございます。

しかし、それでも未納のある方には納税相談を実施して資産と収入の分析と生活実態を把握し、生活困窮者には分納の納付確約書を取り交わし、計画的な納入の指導をしており、相談内容によっては生活保護や多重債務の相談窓口を紹介しておるところでございます。また、担税力がある滞納者や納付確約不履行者など悪質な滞納者に対しては、預貯金の差し押さえや給与差し押さえ等の滞納処分を行っております。

また、国民健康保険証更新時において納税相談を実施し、現在の生活状況等を把握しながら今後の納付計画を相談しており、滞納世帯には短期被保険者証を交付し、滞納者との面談の機会をふやし、滞納額の縮減を図っておるところでございます。納税相談にも応じない悪質な滞納者には被保険者資格証明書を交付するなど、公平な納税に努めておるところでございます。

ご質問の納税緩和措置についての周知でございますが、まずは滞納者の生活状況を把握することが最も大事であることから、現在、納税相談については「広報わたり」に掲載しておりますが、今後は納税緩和措置も含めホームページへの掲載も検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 納税の猶予については国税通則法第46条、地方税の徴収猶予については地方税法第154条、換価の猶予については国税徴収法第153条、地方税法第15条の5、滞納処分の停止については国税徴収法第153条、地方税法第15条の7、一々

条文を読みませんが、かなり厳格な規定がされております。ぜひ今後ホームページ上に掲載するようお願いして、次の質問に移ります。

宮城県地方税滞納整理機構を町の税務行政上どう位置づけているのか、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、宮城県地方税滞納整理機構は、増加し続ける地方税の滞納額を縮減するため、県と市町村が一体となり、徴収の公平性を確保し、個人住民税を初めとする市町村民税の滞納整理を推進するとともに、市町村の税務職員の徴収技術の向上を図る目的で、ことし4月1日設立した機関であり、本町からも職員1名を派遣しております。

本町からは56件で、滞納額7,375万円を移管しております。そのうち現在任意的に納付された方が1件で139万円であります。

この滞納整理機構は平成23年度までの3カ年という期間限定であります。本町といたしましては職員の徴収技術のノウハウを学ぶため、3カ年派遣いたしたいと思っております。そして、税の公平負担等の理念から、「滞納者を出さない、ふやさない」ことをモットーに努力してまいりたいと思っております。

二、三日前に亘理町の滞納整理機構がテレビで放送されたと思います。ハーレーダビットソンというバイクでございますけれども、高額な金額で落札されたということがニュースに出ておったようでございます。そういうことから、税の公平性を確保するために、これからも県の力をかり、さらには職員同士が土曜、日曜をかけて臨戸訪問しながら滞納をなくすまちづくりをしてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 機構の業務、どういう業務を機構は行っているのか説明をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的な内容でございますので、税務課長に答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 機構の内容でございますが、目的につきましては先ほど説明したとおりでございます。移管の基準、そしてまた条件、どういう方を移管するのか、

このことにちょっと触れたいと思っています。

まず、移管の基準は、原則として滞納繰り越し分で滞納額が増加しており、市町村単独では徴収困難であると判断される事案等で、個人住民税の滞納があり、滞納税額が50万円以上の方が移管対象となっておるわけでございます。

この滞納整理機構は、宮城県と参加市町村の連携強化により市町村民税の滞納整理を短期的かつ集中的に行うものであり、担税力がありながら理由もなく滞納が続く方や納付確約不履行者等で納税の意識が希薄している方を対象に移管しているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 職員の身分、派遣される市町村の職員の身分、どういう身分になっているんですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 本町からは、ことし4月から1名派遣してございます。本町の税務課付でございます。それで、身分としては、参加町村は県内35市町村のうち24参加してございます。参加していないのが仙台市、多賀城市、そして仙南の2市7町の市町村でございまして、その参加している24の市町村から併任の徴税吏員証を交付してございます。本町も町長名で派遣している市町村すべての方に徴税吏員証を交付してございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今の説明だと職員の方々は併任で、しかも徴税吏員として派遣されていると。ですから、職員の方が税金の徴収や滞納整理をする権限はあります。これは明確ですね。職員の方々が徴収や滞納整理する権限があるということは明確です。ですけれども、機構そのものは法的な根拠はあるんですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） この滞納整理機構というのは任意の組織でございます。あくまでも徴収権というのは各市町村長にあるわけでございます。滞納整理機構は納税の催告を行ってございます。納税の催告というのは地方税法には根拠がないわけでございます。あくまでも徴収権者は市町村長でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） ただ、滞納整理機構は、そうはいつでも実際は機構に法的な根拠は

ない。それは明確なんですよ。整理機構の要綱に「何々に基づいてこの要綱を定めます」という規定がないんです。法的な根拠がないんです。だから課長が言ったとおり任意組織になっている。任意組織ですけれども、仕事の内容としては滞納整理を行うという複雑な仕組みになっているんです。それについて総務省はどういう見解を持っているかといいますと、これは総務省の見解ですけれども、滞納整理機構について法的な権限はないということです。これは総務省が言明しています。そういう機構が税金の徴収や滞納処分という公権力の行使を行うことはどうかという疑問が出されているのも当然です。私は、滞納整理機構を町の税務事務上優先するとってはあれですけれども、重視するよりももっと大事なことがあるのではないかとということで、この点をお伺いいたします。

亘理町の職員数ですけれども、これは正規職員です。教育部局も含めて全体です。17年が308名、18年が306名、19年が298名、20年が286名、21年が280名というふうに全体的に町の職員は減っています。これは定数管理を行って、退職者の補充も行わなかったことも影響して減っておりますけれども、税務課の職員はどうかといいますと、平成17年が全体で22人、18年が21人、19年が21人、20年が22人、21年が21人と、ほとんど変わらないんですね。21名、22名です。

先ほど町長が言いましたけれども、滞納される方が多くなっているし、滞納金額もふえているということであれば、この税務課の職員で十分なのかと。さっき町長は納税月間のときにほかの課からも応援をもらうと言われましたけれども、私は納税者の生活実態を踏まえた適切な滞納整理を行えるような職員数、住民に対して適切な滞納整理、生活実態に基づいた滞納整理を行うような職員数を配置し、そして地方税法や国税徴収法などの専門的な知識を習得できる十分な研修と在職期間を保障する。すぐに1年とか2年でほかの部署に配転しないで、専門的な知識を身につける税務課の職員を養成する必要がある。まず税務課の職員の数を確認すると同時に、その職員の中で研修や専門的な知識を身につけて、住民に適切な滞納整理を行う。そのことが私は今大事だと思うんですけれども、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鞠子議員から税務職員あるいは全体の職員の人数等をお話しになったわけでございますけれども、ご案内のとおり年々財政が厳しくなっておるということから、退職者の補充を2年間採用を見送りさせていただいたところで

ございます。やはり基本的には健全財政を基本にしながら行財政を運営すべき時代に入ったと認識いたしておるところでございます。

そこで、税務課職員そのものについての人数も発表されたわけでございますけれども、今回、県の滞納整理機構に出した職員は、税務課の徴収係職員を3年間派遣し、ただいまお話しのとおり滞納整理のノウハウを実践で学ぶということを基本に派遣をさせていただいたわけでございます。しかし、町の職員そのものが地元の滞納者の方々に言ってもなかなかそれに応じてもらえないということで、現在機構の中では他の市町村の方々が亶理町に入る、亶理町の職員がほかの町村に行って滞納整理を行っておるといふことで、地元の職員が言ってもなかなか聞いてもらえないと。機構の中でお互いに組み合わせをしながら滞納整理を行っておるといふことでございます。

さらには、先ほども触れましたとおり、税務課職員だけでなく、亶理町では以前から納税勧奨員ということで4名配置したわけでございますけれども、ことし3月31日に1名が退職されました。その方々も実質は臨時職員であってもベテランでございます。その方を中心にし、さらには町の税務課の徴収係が専門的にやると。そして、滞納整理に当たっては、12月は特にほかの職員から応援の職員を配置しますけれども、ノウハウがわからないということから、税務職員と同行して滞納整理に当たるといふシステムをとりながら、税の公平性、そして納税に対する意欲といふか、高揚を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

そういう中で、先ほど来から滞納整理機構そのものについては任意であるといふのは現実でございますけれども、その機構から併任発令、身分は亶理町の職員であって、派遣期間については機構の職員であるといふことで併任発令されているといふことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1番についてはいいんですよ。整理機構については、先ほど言いましたとおり、徴税吏員が併任だし、徴税吏員として派遣されているから、その人たちの権限で徴収とか滞納整理を行うこと自体は私はいいと思うんですけども、機構そのものに法的な根拠はないんだという主張をしているので、それは求めませんけれども、私が聞いたのは、専門的な知識を有する税務課の職員を一定程度確保し、しかも税務課の在籍を一定程度3年とか4年とか、1年かもわからないんですけど

ども、人事政策上すぐにほかの課に配置するようなことではなくて、一定の期間を税務課職員として配置しておく必要があるのではないかと、そのことが大事でないかということを私は言っているのです、その答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの人事がえというか、異動についてでございますけれども、通常の職務については3年ないし4年、5年ぐらいで異動して、全体的な行政、財政を覚えるということと異動発令を行いますけれども、税務課職員についてはほかの職員よりも長く置いております。やはり徴収だけでなく課税、要するに住民税の課税、固定資産税の評価の問題、それらも3年ごとの見直しとか、いろいろありますので、税務課職員については申しわけないんですけれども5年以上の職員が多いということで、その辺の対応も十分考えながら人事異動を発令しておるところでございます。そういうことで、税務課職員そのものについてはほかの職員よりも異動回数が少なくなっておるのも現実であるということもご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 「申しわけない」でなくて、それは妥当だと思うんです。やはり税務課の職員は税務の専門的な知識が必要なので、5年とか6年とか、それは必要だと思うので妥当だと思います。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員、通告に沿って整理して質問してください。

3番（鞠子幸則君） 町長が言ったので私は言っただけの話です。

2番に移ります。ワクチン接種費用助成と新型インフルエンザ対策について、2点お伺いいたします。

まず1点目、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がん感染予防ワクチンの接種費用を助成してはどうか。また、新型インフルエンザワクチン接種費用の助成対象者を拡大してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、隣接市町村の動向を見ながら今後検討してまいりたいと。また、子供の菌性骨髄予防のヒブワクチンと子宮頸がん感染予防ワクチンについては、ワクチンが使用できるようになったのが最近であると聞いております。また、肺炎球菌ワクチン同様、予防

接種法の定期接種に位置づけられていないため、予防接種法による保証はないことなどから、宮城県で実施している市町村は現在のところない状態であります。また、ヒブワクチンについては、ワクチン数が少なく、注文してから半年かかる場合もあるということも聞いております。子宮頸がん感染予防ワクチンにつきましても、ワクチン接種も有効な手段ですが、それ以上に検診を受けていただきたいと考えておりますので、それらの受診率を上げていくとともに、ワクチン数の確保及び定期検診への位置づけなど国・県の動向を見ながら、さらに国及び県の補助対象にするように要望しておるところでございます。これらについてもやはり亘理町だけでなく隣接市町村と歩調を合わせて検討してまいりたいと思っております。

次に、新型インフルエンザワクチン接種助成対象の拡大についてであります。現在、町で助成対象としている方は、国・県も助成対象としている生活保護世帯を含め町民税非課税世帯の方の全額助成のほかに、感染と重症化のリスクの高い低年齢層の1歳から小学3年生のほかに、小学4年生から中学生まで、さらに妊婦及び基礎疾患を有する方まで拡大して、1回につき1,000円の自己負担ということで接種できるように、1回目は2,600円、2回目は1,500円をそれぞれ助成することにしております。助成金額、助成範囲とも県内でも多い方に入ると思うし、これらの内容については名取、岩沼、山元、亘理町と私がいろいろ相談いたしまして、このような補助制度ということで、他市町村よりも多くの補助金を出すということに決定をさせていただいたところでございます。

今回は特にリスクの高い方を対象としておりますので、現時点では助成対象の範囲を広げることは難しいと思っております。しかし、今後感染等の内容など大きく状況が変わった場合には、その時点で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 肺炎球菌ワクチンは接種費用が約6,000円、ヒブワクチンは任意接種ということもあって接種費用が3万円、子宮頸がん感染予防ワクチンも当面任意接種で数万円以上ということで、ここでは2点についてお伺いいたします。

まず肺炎球菌ワクチンについてですけれども、先ほど町長は周辺の自治体の動向と言いましたけれども、これはことし10月1日現在、宮城県では、35市町村ですけれども、少ないんです。10自治体です。周辺の自治体、白石市、蔵王町、七ヶ宿、

柴田町、あと大衡村、川崎町、登米市、女川町、東松島、この10市町村が接種費用を助成しているということで、ここも含めて検討されると理解してよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 肺炎球菌ワクチンについては高齢者の方々への接種でございます、聞くところによると肺炎球菌ワクチンを1回接種すると5年間もつそうですけれども、その後は2回とできないと。だから自分の判断で、60歳でワクチンを接種して5年後、65歳以上になってできないとなると、その辺は自己判断によるワクチンの接種ということも聞いておるわけで、そういうことも考えられます。自分は70歳になってから肺炎球菌ワクチンを接種したらいいのか、5年しかもたないんです。その後2回目はできないと。このワクチンは強いというか、そういう形があるということも医学的に発表されておるわけでございます。そういうことも考え合わせ、これらについて今言いました10市町村についても十分承知しておりますけれども、その接種した内容等も10市町村に聞いて、何人ぐらいが接種を受けたのか、受けようとするのか、それも担当課長に調査をさせながら、さらには2市2町とも相談をしながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） ヒブワクチンについて、今は任意接種なんですけれども、定期接種について、足立信也厚生労働省政務官が国会答弁でヒブワクチンの定期接種について推奨していきたいという基本的な方針で、次期国会、次の通常国会に提出する予定の予防接種法の改正で対応したいという答弁をしております。ヒブワクチンの任意接種から定期接種について、国へ要望してはどうかと思いますけれども、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ヒブワクチンそのものについては、聞きなれないワクチンかと思っておりますけれども、このワクチンは生まれて3カ月後から9カ月までの6カ月の間にヒブワクチンをすることが一番有効であると言われております。先日、亶理郡の医師会の先生方と懇談したときに私はヒブワクチンというのを初めて聞いたわけでございますけれども、これらについてもまだ明快なワクチンの効能がわからないということも聞いております。一番有効なのが生まれて3カ月後から9カ月までの6カ月間がヒブワクチンの効能があるということでございまして、これらのワクチンその

ものについても今後どういう形をとればいいのか県の指導を受けながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 新型インフルエンザ接種費用の助成、対象者の助成拡大ですけれども、先ほど町長は亶理町は県内でも進んでいる方だと。35市町村でやっていないのは仙台市だけなんです。その中で、亶理町よりも進んでいる自治体が4自治体あります。4自治体というのは、大衡村、大郷町、大和町、富谷町です。富谷町は65歳以上の方も含めて優先順位全額無料となっておりますけれども、大和町、大郷町、大衡村については優先順位65歳以上を対象として自己負担は1,000円と、対象者を亶理町よりも拡大しているんです。

そこでお伺いしますけれども、10月の臨時議会のときに、妊婦、成人の基礎疾患、1歳未満の保護者、これを助成するときの接種回数は何回と設定して予算を計上したんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的な内容でございますので、保健福祉課長に答弁させていただきます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 補正でご提案申し上げましたときには2回接種ということで計算の基礎になってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この10月時点では妊婦とか成人の基礎疾患、1歳未満の保護者については2回と。ところが、政府の方針がすったもんだしたあげく、この方々は1回と今なっているんです。ですから、10月時点での予算だけを言えば十分余裕はあるんです。ですから65歳以上の方々にも対象者を拡大しても私はいいのではないかと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 単純に2回から1回ということで確かに枠は広がってございますが、基礎疾患を有する方の人数につきまして、なかなかつかみづらかったんですけれども、県の方で取りまとめた数字なんですけれども、ちょっと数字を持ってきてないんですけれども、こちらで計算したよりも実際人数が多かったということもございまして、総額的には予算に大体近いところになるのかなと現在のところ

は思っているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2 点目に移ります。

国民健康保険資格証明書発行者が新型インフルエンザの治療を受ける際、短期被保険者証を交付してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

平成21年9月25日付の厚生労働省からの事務連絡では、資格証明書を交付している世帯の世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない国民健康保険法第9条第7項に規定する特別な事情に準ずる状況にあると考えられる場合、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えないという解釈を示されております。

町といたしましても、この事務連絡の解釈にのっとり対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 厚生労働省保健局の先ほど町長が説明された事務連絡に基づいて対処していただきたいと思っております。

3 番目の質問に移ります。国民健康保険について、2 点お伺いいたします。

町の国民健康保険財政の危機的な状況の主な要因は何か。また、危機的な状況をどう打開するのかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） きのも一般質問にあったわけでございますけれども、国民健康保険財政悪化の主な要因といたしましては、やはり国民健康保険制度の財政構造そのものの脆弱化にあるものと思っております。国民健康保険加入者には、高齢者、低所得者が大半を占め、この長引く不景気により保険税収入の減少は否めないと思っております。平成20年度からはご案内のとおり後期高齢者医療制度の創設や特定健診、特定保健指導の開始など大きな医療制度改革がスタートし、国民健康保険事業の運営の負担軽減が期待されましたが、依然として加入者の高齢化が進み、医療費

の増は避けられない状況になっております。また、ご案内のとおり三位一体の改革により、医療費に対して国から補助される療養給付費負担金及び財政調整交付金が引き下げられたことも大きな要因となっております。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を底辺で支えるものとして、その健全な財政運営の責務は国が負うべきであり、町がその財政構造を是正できるものではなく、この現状を一刻も早く解決できるよう国民健康保険の一元化が実現されればよいのかなと思っております。

打開策についてですが、第1点目といたしまして、本来、国民健康保険特別会計は単年度をもって収支均衡を図るものであり、当該年度の医療費と関連支出に見合った適正な保険税収入を確保すべきものと思っております。保険税は国民健康保険特別会計唯一の自主財源であり、相互扶助の国民健康保険制度の基盤を支える必要不可欠な土台であります。したがって、加入者がその趣旨を十分理解されるよう周知し、納付しやすい環境を整備するとともに、公平性、平等性が確保できるよう法的手段も含め徴収の努力をしていきたいと思っております。特に、収納率が低迷している滞納分の徴収については、滞納処分の実行や、必要に応じて資格証明書あるいは短期証の交付なども実施していきたいと思っております。

2点目といたしまして、質問にもありましたとおり保健事業の推進でございます。

平成20年度から基本健診にかわって特定健診、特定保健指導が保険者に義務づけられました。これは将来医療費増につながる生活習慣病を減少させ、医療費の適正化を図るために創設されたものであることから、これらも着実に推進してまいりたいと思っております。

3点目といたしまして、被保険者への啓発・啓蒙強化でございます。

保険財政の状況や医療費の動向、保険税の賦課・収納、保健事業の推進と、みずからの健康管理、適正な受療行動など、被保険者はもとより、広く住民に国民健康保険事業の運営全般にわたる趣旨と理解を求め、国民健康保険の現状が理解されるよう、さちに周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

国民健康保険事業の安定化を図るため、引き続き国・県に対しまして負担金、補助金の増額を強く要望して参りたいと思っております。このようなことを実施しながら、今後の国民健康保険事業の安定した運営ができるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亶理町の保険給付費は医療費から一部負担金を引いたものですが、保険給付費は16年が19億2,800万円、17年が20億7,900万円、18年が21億7,600万円、19年が24億2,300万円、20年が24億3,400万円、16年に比べて20年は5億600万円、率にしますと26%の増加と、医療費が年々増加しているという実態です。それに対して、被保険者世帯で課税所得金額が200万円未満の世帯は、18年度82.89%、19年度83.27%、20年度82.42%、21年度84.52%、8割以上が課税所得金額200万円未満です。一方では医療費がふえているにもかかわらず、保険税を納める被保険者の世帯で200万円未満の課税所得の方がふえているという状況では、国民健康保険の財政が危機的に陥るのは明確です。

亶理町の医療費について言いますけれども、1人当たりの医療費、17年度は亶理町が36万3,038円、36市町村中20番目です、市町村平均が36万6,155円。18年は亶理町が36万5,997円で19位、市町村平均が36万7,931円、19年度は亶理町が38万3,917円、18位です。市町村平均が38万7,087円となっていて、この順位は医療費が高い方からの順位なので、亶理町は市町村平均よりも少ないけれども年々1人当たりの医療費が多くなっている、順位が上がっているということなんです。

なぜ医療費がふえているのか、その点どう考えていますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） いつでも考えておることは、亶理町には3万5,700人の人口に対しまして、お医者さん、診療所、33医療機関があるわけでございます。どうしてもお医者さんがふえると医療費が上がるという実態も国で言われております。そういうことから、町といたしましても保健師による臨戸訪問ということで、各家庭に行つて医療費の問題あるいは検診等についても指導助言を行つておるところでございます。なぜか亶理町の医療費が年々増大している、1年間に約1億数千万円上がつているという状況でございます。

そういうことと、お医者さんだけでなく、かけ持ちをしないように、例えばAの医療機関、Bの医療機関、同じ内科であってもそちらに行くということになると、どうしても医療費が増嵩するということも考えておるわけでございます。それらについても保健師を中心にして指導徹底を図つてまいりたいと思つておるところでございます。

さらには、次の質問にありますけれども、特定健診そのものの健診率が低いのではなかろうかと思えます。これらについても徹底を図ってまいりたいと思っております。と申しますのは、ご案内のとおり、頭の関係、心臓病等については1回の1カ月の手術料で500万円あるいは700万円という高額な医療もかかるということ、特に懸念しておるのが糖尿病によるところの透析、年間500万円かかるようでございます。その人数が現在80人ぐらい、それだけでも大変な医療費の増になっておるということで、80人で4億円です。そういうことから、健診率を上げなければならない。さらには、国の制度では特定健診が出たことによって、医療費を削減するために健診率65%を下回った場合については国からの補助金が削減されるということも国で言うておりますので、ぜひこの65%、そして医療費の軽減に努めなければならないと思っておるところでございます。これらについては町民の方々の健康保持・増進のためにぜひ必要ではなかろうかと。そのためには町民の方々のご理解、ご協力なくしてはでき得ないと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 医療費がふえる要因として、一つはインフルエンザが大流行した場合、あと医療機関がふえたり医療施設の整備が充実した場合、あと高額療養費が増大した場合などが考えられますけれども、亘理町の医療機関については、先ほど町長が話されましたけれども、医院については平成17年が23、18年が24、19年が24、20年が23、21年が22、歯科については17年が12、18年が12、19年が13、20年が13、21年が13です。透析の医療機関は1カ所です。医療機関が多いので医療費が上がったわけではないと、そこが主な原因ではないと思えます。

もう一つは高額療養費についてですけれども、高額療養費について調べてみますと、平成16年が1億7,200万円、17年が1億8,500万円、18年が1億7,400万円、19年が1億9,600万円、20年が2億3,100万円ということで、20年は16年に比べて5,900万円、率にしますと34%、保険給付費が26%増なので、高額療養費はそれよりも多いんですけれども、しかしながら保険給付費の9.4%なんです。ですから高額療養費がふえたから医療費が増大したということではないと思うんです。

私は何が原因かという、先ほど町長が言いましたけれども、基本健診の受診率が亘理町は極めて低い、そこに大きな原因があるのではないかと思います。

ちなみに、15年が60市町村中60位、亘理町が37.2%、県平均が51.1%、16年が60

市町村中57位です、亶理町が35.0%、県平均が51.4%、17年が36市町村中33位、亶理町が28.8%、県平均が50.7%、18年が36市町村中34位、亶理町が26.2%、県平均が51.2%、19年が36市町村中36位、亶理町が23.1%、県平均が52.3%。

基本健診の受診率が極めて低いんです。これはなぜ低いか。健康推進班の方々は一頑張っていらっしゃるんですけども、それにしても低いんです。なぜ低いと考えていますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私が直接聞いたわけでございますけれども、いろいろ保険者の方々に聞き及んでいる内容といたしましては、私は病気でお医者さんにかかっているから受ける必要はないと。また、一番大きな問題は、健診を受けると何か病気が見つけられるということで、不安視して受けないという方がなぜか亶理町の風土というか、そういう方が多いということも聞いております。一番の原因はそれかなと思っております。町では積極的に健診の内容いろいろとチラシを配りながら努力をしておるんですけども、健診を受けると病気が見つけれられる、おっかないからと、そういう住民の方が多いいことを保健師から聞いております。

そういう中で、健診そのものについて、議員の方々を初め傍聴者の方々、先ほど言ったように65%に健診率を上げないと本来来るべき国からの補助金が少なくなりますので、これらについてもぜひお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私は基本健診の受診率が低い大きな理由として保健福祉センターの建設の問題があると思っております。保健福祉センターの建設について若干言いますけれども、第4次亶理町総合発展計画の前期計画では「保健・医療・福祉サービスを効果的かつ一体的に提供できるよう活動拠点施設として公共ゾーンに保健福祉センター施設の早期完成を推進する」とあります。それに基づいて18年の実施計画では、19年に基本設計、20年に実施設計とありますけれども、これは達成されておられません。19年の実施計画では、20年に実施設計、21年に建設工事と、これも実施されておられません。20年の実施計画では、21年に実施計画、これもまだ今のところ実施されておられません。今年の実施計画では、22年に実施計画、23年に建設となっておりますけれども、少なくとも今の時点で19年の実施計画から見ますと2年ぐらいおく

れているんです。これは第4次総合発展計画だけでなく、亶理町の第3次総合発展計画の前期計画の8年度から12年度、ここでも保健福祉センターの建設がうたわれております。第3次総合発展計画、後期計画ですけれども、13年度から17年度、ここでも保健福祉センターの建設がうたわれております。同時に、議会では教育福祉常任委員会所管事務調査報告で、平成7年に亡き向山公介委員長のもとで宮城県川崎町及び新潟県の旧大和町を視察した報告では「医療費抑制のために早急に保健福祉センターの建設が必要だ」ということが述べられております。最近でも19年に佐藤アヤ委員長のもとで山形県酒田市及び宮城県松島町を視察した報告書では「財政状況を踏まえて、住民の理解も得ながら保健福祉センターの建設が必要だ」となっております。少なくとも平成8年には保健福祉センターの建設がうたわれていて、それが実現していないと。このことだけではないんですけれども、このことが大きな要因として基本健診の受診率が低下している要因ではないかと思えますけれども、それはいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの保健福祉センターの建設がおくれているから健診率が下がっているんだということでございますけれども、ご案内のとおり、長引く景気低迷、さらには三位一体の改革による行財政改革が国で行われたわけでございます。議員もご案内のとおり、各市町村におきますところの地方交付税交付金が一番多く交付されたのが平成12年でございます。平成12年度の亶理町の地方交付税交付額が37億円あったわけでございます。それが今申された交付税の原資、要するに交付税の財源となる所得税、法人税、酒税、たばこ消費税、消費税のいずれも徴収した額のおのおの32%とか28%が国に財源が入りまして、それを総体的に配分して地方に交付されるということございまして、その原資が少なくなったということの三位一体の改革に伴いまして、ことしは23億円ということで、平成12年度からいくと14億円も町の予算規模が少なくなっておるということから、ただ単に建設そのものがおくれているということだけでなく、保健福祉センターの建設そのものについてはできるだけ早くしたいという心構えでおりますけれども、そういう財政状況にあるということ、そして建設そのものについても膨大な事業費が伴うということで、借金をすると後年度におきますところの財政負担がかかるということから、いろいろと努力を重ねており、健全財政を基本にしながら、来年度においてはぜひ実施設計の予

算をしまいたい。そして、これらの建設については翌年度以降という形になりますけれども、できるだけ国からの補助制度、このものについては若干だけの補助金しか来ません。そういうことで、ただ単に保健福祉センターの建設がおくれたから云々よりも、町の建設がおくれたわけですが、やはり健診を受ける町民の方々の認識というか、受診率を上げて医療費を削減するという心構えをぜひ町の方でも発信をしながら、国民健康保険会計の安定的な推進を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私は保健福祉センターの建設がおくれた理由を聞いているわけではないんです。保健福祉センターを建設するときの第3次総合発展計画では医療と福祉と保健を一体的に整備して、そのことによって医療費も抑えましょうというのが建設の大きな趣旨だったわけなんです。そのおくれたことが今の基本健診の受診率の低下につながって、それが医療費の増加につながっているのではないかと、そういう面があるのではないという指摘をしているわけです。保健福祉センターが、国の財政が、交付税が削減されたから建設できなかったという理由を聞いているのではなくて、保健福祉センターの建設がおくれたことによって受診率が低下し、それが医療費の増加につながった面はないんですかということを知りたいです。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そういうことではないと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それでは何のために保健福祉センターをつくるんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、現在の保健福祉センターは、昭和の合併は昭和32年2月1日ですが、旧亘理町の公民館として昭和28年に建設され、56年になるわけでございます。そういうことから、町民の保健衛生のために、公共ゾーンを確保してまず保健福祉センターを建て、町民の方々の健康増進並びに保健衛生関係をすることということで、平成8年度の第3次総合発展計画から計画されておるわけでございます。そして、第4次の平成18年度からもそういう計画を立てておるわけでございますので、これからは保健福祉センターを含め保健衛生のための最も重要な施策と考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 国民健康保険財政の危機的な状況を打開して、保険・医療・福祉を一体的に整備して全体的に町民の健康を守っていくことが医療費の伸びを抑えることができるし、保健福祉センターの早急の建設が国民健康保険の財政を健全にする上でも重要なポイントだと思います。そのことだけ申し上げて、次に移ります。

保健福祉センターの建設が国保財政を健全化する上でも重要だということを申し込んでいるわけでありまして。次に移ります。

特定健診の受診率向上など保健事業をどう充実するのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、亶理町では平成19年12月に特定健康審査等実施計画書を策定し、計画に基づいて現在実施しております。2年目のこととしては目標を達成すべく、地区担当保健師が全戸訪問をして受診の必要性を呼びかけ、受診していただくようお願いしてまいりたいと思っております。また、受診しやすい環境整備を図るため、集団受診に加え、亶理郡医師会に協力を依頼して、町内の医療機関でも受けられる個別健診を3カ月間実施したところでございます。そのほかにも、生活機能調査の必要のない若い方の一すなわち65歳以下の方でございますけれども、待ち時間を少なくするように別に日程を設定して、これについては1週間、保健センターで実施しております。そのようにいろいろ新たな方法で実施しておりますが、なかなか、先ほど来申し上げているとおり受診率が伸びない状況にあります。

保健指導を充実するためにはまず健診を受けてもらうことが重要で、体で起こっていることがわかるのは健診しかなく、早い段階であれば予防も可能で、ひいては医療費の抑制にもつながるため、今後とも健診を受けていただくために、次年度の健診までに今年度の取り組みに加え新たな手だての検討や集会等あらゆる機会をとらえて受診の必要性を啓発してまいりたいと思っております。また、指導する側といたしまして、保健師、栄養士個人のスキルアップを図るため、各種の研修会に積極的に参加をさせていただきたいと思っております。

これについては、先ほど申し上げたとおり、職員は全員健診を全部受けております。議員の方々、そして傍聴の方々にもよろしくお願いを申し上げまして、答弁いたします。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今説明ありました特定健康審査等実施計画の期間、目標、どうなっていますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長が資料を持っておりますので、課長から答弁させていただきます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、目標につきましては、先ほど来、町長が申し出ており、特定健診の受診率を65%に引き上げるというものでございます。

期間につきましては3年後ということでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） その目標達成の上で保健師さんの役割、どういう役割を担っていますか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 特定健診につきましては、健診を受けることが主目的ではなくて、その後の指導というのが目的でございます。そういったことで、保健師が個別あるいは集団でかかわりまして、それを改善するというかかわりを持っていくこととなります。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 保健師さんは健診を受けた後の生活を含めた健康指導を行う重要な役割を果たしている。亙理町の保健師さんは17年から21年まで11名で変わらないんです。私はもう少し手厚い保健師さんを系統的に養成し、配置する必要があると思いますが、その点いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まずもって、保健師個々人の技術、能力をアップするためということで、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、各種研修会に参加する、あるいは国保のヘルスアップ事業で人数が足りない分を補助事業を使いまして、長野県が先進地と聞いておりますので、そちらの方から派遣をいただきまして、個人で動いている方なんですけれども、個人の委託契約を結びまして、そちらの方にも保健指導に当たっていただいている。そこで当町の保健師も同じく指導を受けながら、能力のアップを図りながら現在行っているという状況でございます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの課長が申したとおりでございますけれども、保健師だけでは、やはり栄養指導も必要ということで、来年4月、管理栄養士を採用する予定になっておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 最後に国保税について、6月議会で私は反対しましたけれども、今の国保税の財政状況を抑えるためにも、よくするためにも、医療費をなるべく抑える必要があるという観点からすると、さっきも申し上げましたけれども、繰り返しますけれども、保健福祉センターの建設が重要だということを提案しておきます。

国保税の危機的な状況をつくり出したのは、国が国保財政の危機を長年放置しておいて、抜本的な有効な対策を講じなかった。このことが今の国保財政の矛盾、財政構造の厳しさを生んだ大きな要因だと思います。同時に、町が3年連続国保税を上げざるを得ない状況をつくり出した責任は町にもあるということだけ一言申し上げて、終わりにいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今の制度的な内容、先ほど申し上げましたけれども、後期高齢者制度が出たことによって、保険税の納入額が少なくなった理由が主な内容と。これは国の制度改革でございますけれども、これらの見直しを図っていただきたいと思っておるところでございます。互理町だけでなく、全国の市町村がそういう危機的状況にあります。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時といたします。休憩。

午後1時08分 休憩

午後1時58分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、15番 安田重行議員より早退の届け出があります。

一般質問を行います。

7番。宍戸秀正議員、登壇。

〔7番 宍 戸 秀 正 君 登壇〕

7 番（宍戸秀正君） 7 番 宍戸秀正です。

私は、中央公民館の改修計画について伺います。

将来、新たに取得した公共ゾーンへ町民会館の建設計画を立てられているが、昨今の景気低迷による自主財源の減収、国からの交付金の減額、新政府のマニフェスト実現のための予算の洗い直し等により予測できない現況にあり、近年にない厳しい財政状況が急来するものと考えられる。そこで、現在の中央公民館は、耐震診断もクリアしていることもあり、補修、改修をすれば当分町民会館の建設は必要ないと思われることから、次の点について伺います。

公共ゾーンへの町民会館建設計画を近い将来推進すべきと考えておられますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会部局に所属いたしますので、教育長の方から答弁をいただきます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは宍戸議員にお答え申し上げます。

ご承知のように、近年の厳しい財政状況等によりまして、公共ゾーンへの保健福祉センターや町民会館を初めとする公共施設の建設計画が見送られておりますが、現在の中央公民館は昭和52年の建設で、築後32年を経過しているところです。また、大ホールの収容力は非固定席で450人程度、3階の固定席76席と合わせて500人を超えるほどの収容人数であり、ある程度の催しには対応できますが、全町や広域を対象とした催しに支障を来しているのも現実でございます。ただ、今後多様化する町民の文化活動、例えば質の高いコンサートや演劇などの文化的催しを町民が享受できるような生涯学習あるいは文化活動の拠点となる複合文化施設の整備は必要なものと考えているところでございます。

つきましては、今後の第4次亘理町総合発展計画の実施計画の策定に当たりまして、他の公共施設の建設計画と財政状況等を見きわめながら建設年次を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） 結論的には、第4次総合発展計画に示し、そこでいつ実現するかわからないということなので、これから第4次総合発展計画、10カ年計画なので、これから早くても十数年かかるということなので、その間、今大変不自由を感じてい

るんです。

それで、2番の質問に入りますけれども、中央公民館の改修及び備品更新等で所管課より予算要求のあった主なもので、対処済みのもの、先延ばしにしているもの等について、主なものについて伺います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） お答え申し上げます。

平成18年度からの第4次亘理町総合発展計画の実施計画を策定した際の事業計画について、現在までの進捗状況につきましては次のとおりとなっております。

平成21年度に予定しておりました大ホール舞台吊物設備改修及び外物塗装等改修工事につきましては、大ホール舞台改修が平成22年度へ、外物改修が平成23年度へと実施年度を変更しております。また、平成22年度に予定しております非常用照明設備改修及びブラインド・カーテン交換並びにエレベーター改修やトイレ改修改築工事につきましては、平成24年度に実施すべく実施年度を変更したところでございますが、そのうちエレベーター改修とトイレ改修改築工事の一部につきましては国の経済対策事業を活用いたしまして、平成20年度3月補正予算及び平成21年度6月補正予算で対応し、平成21年度で対処済みでございます。

ちなみに、エレベーター改修には819万円、トイレ改修改築工事には112万5,000円ほどの経費を投じております。

平成25年度に実施計画しております大ホール舞台照明設備改修につきましては、平成28年度以降の事業計画へと変更しております。

なお、備品である机やイス、マイク等につきましては、破損等が見つければ、その都度予算措置をした後、購入の上、交換しておりますし、研修室や会議室の空調設備が壊れたときにもその都度予算措置をした後、修繕するなどの対処をしているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7番（宍戸秀正君） 1年ずつスライドして計画を立てたことはわかりました。私はよく公民館を利用させてもらっているんですけども、22年度の舞台改修工事、この内容についてどういったことがありますか、お知らせください。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） ブラインド・カーテン交換については、そのデータについて生涯学

習課が持っておりますので、生涯学習課長に答弁いたさせます。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） それでは宍戸議員の質問に答えさせていただきます。

舞台装置といたしまして、今、照明器具4カ所ついておりますが、耐用年数の問題もありますので、下で踊り、歌等実施している際、危険も伴うということから、22年度ぜひ実施していただきたく予算計上を今しているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） 照明は、確かに地震等ありましたときに危険であるということはわかりました。

それから、私が使ってみて感じたことは、舞台の音響、私も客でいるときはわかりませんでした。ステージにモニタースピーカーがない。そういうことで、よく公民館まつりのときに大変困ったんですけれども、それを何年も何年も担当者に言ってもなかなか対応してもらえない。外部のホール側のスピーカーに移動式のマイクというか、移動式のスピーカーがあります。あれをくっつけて、そこから拾って舞台上で演じていたということがありましたので、舞台の後ろにモニターのスピーカーがあるんです。それが今機能していない。また、そういった状況で、演じる人、講演する人も自分の声が聞こえない、はね返りの声なんです。会場からはね返りの声なんです。それで、これは好ましくないと思って何回も担当者には言ったんですけれども、なかなか対応してもらえないということで、その辺について。

それからもう一つ、音響を操作するミキサーといいますか、それがステージのわきにあつて、音が聞こえない。音が聞こえない場所で操作をしなきゃない、音の高さで。大変不自由を感じるんです。一度、委託契約している設備屋さんが来たときに、確認をしたんです。そうしたら、調整に来る人は2名で来るんです。会場に1人、こっちで操作、調整する人が1人、そして無線というか、電話で連絡をとり合って調整するために、会場音は調整されております。ですから、1人なりでやるときは大変困るんです。公民館まつりで音響係の担当になると、聞こえない中でやるんです。今のミキサー、結構線が長いので、ホールの下におろせないものかどうか、それでだめだったら入れかえも、当分の間、十何年もまだまだ不可能なもので、その辺もお願いしたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、冬場、この節あそこでいろんなイベントをやりますと、暖房効果、2階席は真夏、下はクーラーが効いている。暑い寒いのことから来場者からいろんなクレームがつく、こっちは暑い、下は寒い。ですから、何らかの対流させるような方法も考慮されるんじゃないかと思ひまして、その辺は今のところこれまでの担当者から引き継ぎがなかったんですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 音響設備につきましては、もともとの建設した際につきましては3階席から調整するというか、指示並びに機械を操作するというつくりのようでした。そして、舞台の中にも聞こえるような音響設備はされたようでしたが、いかんせん今度は舞台からと客席側からとのハミングで何をしゃべっているのかがわかりづらいということから、舞台のところは使用しなくなったという経緯を聞いております。その際、2階に音響アンプ等を下げた際に、位置が適切でないかということで設備したようでしたので、それでふぐあいがあるというご指摘でございますので、担当ともどもいろいろと検討していきまして、整備改修しなければいけないものであれば予算要求をしまいたいと思っております。

それと、3階席、2階席の温度調整でございますが、対流させるすべとしての工事をするとなると大がかりなものになるやと思ひますので、その点についても費用対効果等を考えながら検討させていただければと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） 回答ありましたけれども、そういったもろもろの事情はわかりました。ただ、ハレーションを起こすからということだけで、その後の工夫がなかったようなんですね。今、よそにいろんな貸し出しをする場合、音響、例えば文化祭の場合、音響を外部からやって、ステージにもスピーカーを上げる、そういった中でハレーションなんて起こさないんですよね。だから、その高さとか、そういうところまでいろいろ工夫して、どうせ使っていないスピーカーだから、一回おろして、どこか場所を確認したり、そういった工夫も必要んじゃないかなと、何度も言っているんだけど、さっぱり行動が見えない。そういうことで、その辺まで考慮した対応をお願いしたいと思います。

それから、対流させる、温度差、それもそんなに難しい問題じゃないと思うんで

す。2階席があるもんだから、あそこによく回転の遅いプロペラみたいなのが回っている。あそのわきに2台ぐらい、小さいのを2台、3台つければ、そうしますとそんなに大きな経費はかからないと思うんだけど、それを工夫して対応する気があるかないかの問題だと思うんです。その辺、回答をお願いします。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） それでは、業者等に当たりまして、安く上がる工夫で整備、改修に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） 先ほど答弁ありました外側の改装に関しては23年度と言ひましたか。やはり将来十何年、20年ともたせるには、町民の目線で見ても、色がついたり、はがれたり、さびたりしていると、物を大切にしていると感ひないんです。行政側が物を大切にしているとは到底感ひられないんです。壊れたら建てかえる、壊れたら直す、これは莫大な経費がかかるので、早い時期に化粧するなら化粧して、また塗装だと雨をはじくんですね。アオミドロをつけておくと、そこに雨がたまって、それから凍ってコンクリートを割れさせる。ですから、アオミドロとか、ああいうのが生じたらすぐに撤去して、ある程度年次計画で塗りかえしたりしないと長もちさせられないと私は感ひているんですけれども、その辺どうですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 外壁の汚れというか、これが目立つことは確かでございます。できた当初は「白夜の殿堂」と言われたんだろうと、町民のシンボルとして、文化センター。そういうことでございますので、やはり中央公民館は亘理町の文化の中心ということもあるもんですから、その辺は今後改修工事も含めながら検討させていただきたいと思ひているところでございます。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） それから、もう1点あるんです。当局側で指摘してないんだけど、トイレなんです。トイレを2階で一斉に使うと、大きな人数が集まって、特に女性のトイレなんですけれども、あふれてしまうんです。吸収するというか、吸い込みの方が小さいのか、古くなって穴が小さくなったのか、そのためにあそこがあふれて、掃除に苦慮しているんです。今、パイプ掃除とか業者がいるんです、配管。ただ、掃除したことによって穴があく場合もあるけれども、その辺も少し調査して

もよろしいんじゃないですか。その辺これまで、前にも言ったんですが、引き継ぎ  
ありましたか、トイレの水漏れ。

議 長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいまの引き継ぎについては、私も前課長も聞いていな  
いということのようでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） そういった事実が何年も確認されているので、調査をお願いしたい  
と思います。

それでは、3番、新たな町民会館建設、これは公共ゾーン、前に新聞などで取り  
ざたされた「丸ごと公共施設移転」というときに、前の町長だったんですけども、  
全部で130億円ぐらいかかるというような、丸ごと役場から全部移転する、そうい  
ったときに示された単価がちょっとわからなかったので、町民会館の当時の振り割  
の予算でもいいですから、これを示していただいて、現中央公民館の全面改修をし  
た場合の費用は、ただいま私が言ったから、それがプラスになると思いますが、現  
段階ではどれぐらい見積もっていますか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） お答え申し上げます。

町民会館を建設する場合におきましては、町民からの公募委員を含めた（仮称）  
施設建設検討委員会を設置し、施設の規模や、それに伴う事業費等が検討され、見  
積もられるものと思いますので、ここでは第4次互理町総合発展計画策定の際に検  
討された規模の事業費及び参考までに県内の市町村で建設された代表的な施設の事  
業費を述べさせていただきます。

平成18年度第4次互理町総合発展計画の実施計画検討時におきましては、建設総  
面積6,000平米、ホール面積1,000平米、事業費約38億2,000万円と想定しておりま  
した。

ちなみに、他の市町村の施設等について、参考までに紹介させていただきます。

平成8年に建設された大河原町のえずこホールは、総面積が3,573平米で、固定  
席で802席、事業費が33億1,000万円です。それから、平成16年に建設されました蔵  
王町のふるさと文化会館、ございんホールですが、総面積が3,769平米、ここは可  
動席で455席、事業費が22億2,000万円、同じ年に建設されました加美町の小野田文

化会館は総面積が6,072平米、固定席で447席、事業費が29億8,700万円でございます。それから、つい最近建設された、平成18年に建設された石巻市の桃生公民館、総面積が3,926平米で固定席が283席、事業費が16億6,800万円ほどの費用で建設されているようでございます。

なお、現在の中央公民館を全面改修して利用するとした計画を持っておりませんが、部分改修としまして、前に述べた第4次亘理町総合発展計画の実施計画で事業計画しておりました7事業の総事業費の概算額については約1億400万円と想定しておりました。23年度から27年度にわたる後期計画につきまして、今後の見直しを行うか、現在の厳しい財政状況でもございますので、費用対効果も考慮しながら部分改修がいいのか、全面改修をすべきなのか検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7番（宍戸秀正君） 周りの状況報告がありました。ありがとうございます。

とにかく、新たに新築した場合は、現在は約30億円、約500席弱でも。今、中央公民館は500を超えているんですね、さっきの報告で、収容人数。そうしますと、私は金を少しかけても、今現在の状況、7項目ぐらいで1億400万円と申されましたけれども、若干上乘せして1億5,000万円ぐらいかかっても全面改修をして、20年、30年と使って、新たな会館建設は次世代に回してもよろしいんじゃないかなど私は思うんですけれども、今急いでやらない、使えるものとはとにかく使うという認識のもとに進めてほしいと思います。

それでは、結びになりますけれども、とにかく建物も備品も人の体と同様、年齢とともに多少傷みを生じるものです。国保税に関することだけ議論され、負担の抑制策として予防健診を推奨し、早期治療をすることで高額医療費の抑制の問題の見解同様、公共施設においても点検マニュアルを作成し、自主点検、早期の手当てをすれば、大きな経費をかけないで、より長く維持、使用できるものと考えます。総合維持経費は町民の血税であります。このたびは中央公民館を例に挙げていただきましたが、全公共施設についても十分な配慮の上、運営されることを期待いたします。

なお、補足答弁がありましたらお願いします。なければこれで終わります。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 補足答弁ということでございますけれども、ただいま全体的な公共

ゾーンということでの位置づけ、これについてはご案内のとおり逢隈西部圃場整備400ヘクタールの中で道水路の使用地農地ということで買収をさせていただいたわけでございます。その公共ゾーンの面積そのものについては12.7ヘクタール、それとアクセス道路ということで4万5,000平米、合わせまして17万2,000平米の用地を議会の同意を得て取得をし、一部造成を終わっておるわけでございます。

そこで、公共ゾーンに建設いたします計画といたしましては、以前から議会の方々にもご相談申し上げておりますけれども、まずもって、先ほどのお話のとおり現在の保健センターは昭和28年に建築した内容でございます。それを最初に建築しようということで考えております。それについては先ほど答弁申し上げたとおり来年度で実施設計を行いたいということ、その後に役場庁舎そのものについては、この建物は昭和38年建築でございますので45年を経過しておるということ、さらにはご案内のとおり学校給食センターも昭和48年、この庁舎から10年おくれて昭和48年でございます。これについても児童生徒の食材、そして体位向上のための食事ということで、衛生管理も必要ということでの位置づけということで、保健センター、役場庁舎、そして学校給食センターを一応財政の許す範囲で建築予定と。

その後の二つ、町民会館、町民体育館については、どちらを最初にして、どちらを早くつくるか。体育館、公民館については、合併後、おのこの各地区に体育館もあり、公民館もあるということで、地域利用型の建築をしたために、先ほど教育長が申されたとおり、中央公民館については大きなコンサートあるいはいろんな行事についても若干支障を来しておるということ、あるいは町民体育館についても各地区にあるわけです。これらについてもやはり公認するような、例えばバレー、バスケットについての公認的な競技ができ得ない状況にあるわけでございます。そういうことから、今後建築そのものについて当然町民の方々あるいは総合発展計画審議会の方々とはよくご相談、協議をしながら進めてまいりたい。

そこで、特に宍戸議員から中央公民館の施設整備について、るる話があったわけでございますけれども、私は日ごろから工事でも何の建物でも現場百回ということで、その施設に入っておる職員あるいは管理者の方々がすぐ目配り、気配りをしながら進めざるを得ないと思っておるところでございます。日ごろから職員にも現場百回と言っておるわけでございます。これからも指導しなければなりませんけれども、宍戸議員が申されたように、この長引く経済の低迷によってなかなか財政の確

保ができないということから、中の音響効果、いろいろな内容については、来年度、財政当局とも相談しながら、利用しやすく、町民から喜ばれる建物、そして外回りも何らかの形で手当てをすべきかなど、現時点で思っておるところでございます。

補足というか、何かありましたらということでございますので、現時点でそのような考え方を持っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 宍戸秀正議員。

7 番（宍戸秀正君） 補足説明もありました。前向きな回答をありがとうございました。

これで私の質問を終了いたします。

議長（岩佐信一君） これをもって宍戸秀正議員の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時31分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 佐藤 實

署名議員 山本久人